

総務環境常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和4年12月12日(月)午前8時58分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	宮田 竜二 君	副委員長	今吉 直樹 君
委員	松下 太葵 君	委員	藤田 直仁 君
委員	松枝 正浩 君	委員	前島 広紀 君
委員	有村 隆志 君	委員	仮屋 国治 君
委員	宮内 博 君		

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

委員外議員 野村 和人 君

5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

総務部長	橋口 洋平 君	総務部参事兼総務課長	永山 正一郎 君
隼人地域振興課長	北井上 真悟 君	総務課主幹	安楽 尚子 君
総務課主幹	豊田 理津子 君	総務課主幹	柳田 謙一郎 君
総務課総務管理グループサブリーダー	小島 崇 君	総務課総務管理グループ主任主事	徳丸 慎一 君
総務課総務管理グループ主任主事	山下 祐樹 君	総務課文書法制グループ主事	泊 周平 君
隼人地域振興課主任主事	上和田 博也 君	税務課長	吉永 利行 君
税務課主幹	有村 昭司 君	税務課固定資産税グループ長	用貝 大星 君
収納課長	萩元 隆彦 君	収納課収納第1グループ長	福元 啓太 君
企画部長	出口 竜也 君	企画政策課長	上小園 拓也 君
企画政策課行革推進グループ長	米元 利貴 君	企画政策課行革推進グループ主任主事	阿萬 真央 君
市民環境部長	本村 成明 君	清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長	有満 孝二 君
環境衛生課長	末松 正純 君	スポーツ・文化振興課長	久木田 勇 君
市民活動推進課主幹	山口 留美子 君	市民活動推進課主幹	原田 美朗 君
環境衛生課主幹兼環境保全グループ長	山本 秀一 君	環境衛生課主幹	白鳥 竜也 君
スポーツ・文化振興課主幹	中島 大輔 君	環境衛生課衛生施設グループ長	四本 久 君
市民活動推進課市民環境政策・国際交流グループサブリーダー	金丸 哲朗 君	環境衛生課廃棄物対策グループ主査	山下 兼朋 君
市民活動推進課市民環境政策・国際交流G主任主事	有菌 宏樹 君	環境衛生課衛生施設グループ主任主事	長倉 麻衣子 君
環境衛生課衛生施設G主査	塩満 慶太 君	環境衛生課衛生施設G主査	豊住 忠幸 君
市民課長	鮫島 真奈美 君	市民課窓口グループ長	吉村 恵理子 君
市民課窓口グループサブリーダー	笹川 あゆみ 君		
建築住宅課長	侍園 賢二 君	建築指導課長	下舞 和稔 君
建築指導課主幹	福盛 忍 君	建築住宅課住宅グループ主査	井之上 誠 君
溝辺総合支所長兼溝辺総合支所地域振興課長	堂平 幸司 君	溝辺地域振興課地域振興・教育G主査	川畑 和幸 君
福山総合支所長兼福山総合支所地域振興課長	山元 幸治 君	福山総合支所地域振興課主幹	稲留 真智子 君
農業委員会事務局事務局長	堀ノ内 敬久 君	農業委員会振興農地グループサブリーダー	中村 真貴子 君
消防局長	細山田 孝美 君	警防課長	松本 哲郎 君
警防課長補佐	日原 秀顕 君	警防課主幹兼消防団係長	鏡園 真秀 君

6 本委員会に出席した陳述人は次のとおりである。

なし

7 本委員会の書記は次のとおりである。

書 記 森 伸太郎 君

8 本委員会の付託案件は次のとおりである。

【使用料関連】

- 議案第 91号 霧島市新川防災センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第101号 霧島市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第102号 霧島市国分児童体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第104号 霧島市福山町地区体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第110号 霧島市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第116号 霧島市多目的ホールの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第117号 霧島市民広場及び霧島市お祭り広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第118号 霧島市溝辺多目的交流施設上床どーむの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第119号 霧島市福山中央地区多目的研修施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第138号 霧島市消防団横川方面隊拠点施設の目的外使用料徴収条例の一部改正について
- 議案第145号 霧島市春山緑地公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

【手数料、印鑑関連】

- 議案第 95号 霧島市手数料条例の一部改正について
- 議案第107号 霧島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 議案第109号 霧島市印鑑条例の一部改正について
- 議案第139号 霧島市ごみ処理手数料徴収条例の一部改正について

【個人情報保護関連】

- 議案第 92号 霧島市情報公開・個人情報保護審査会設置条例及び霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第149号 霧島市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

【給与等関連】

- 議案第 93号 霧島市長等の給与等に関する条例の一部改正について
- 議案第 94号 霧島市職員の給与に関する条例及び霧島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 議案第137号 霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 議案第147号 霧島市職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

【ごみ処理施設関連】

- 議案第108号 霧島市敷根清掃センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第148号 牧園横川クリーンステーションの設置及び管理に関する条例の制定について

【指定管理関連】

- 議案第150号 指定管理者の指定について（霧島市南部し尿処理場）
- 議案第151号 指定管理者の指定について（霧島市民会館）

【その他】

- 議案第 90号 霧島市部設置条例等の一部改正について
- 議案第154号 請負契約の締結について（霧島市国分斎場火葬炉設備更新工事）

9 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前8時58分」

○委員長（宮田竜二君）

ただいまから、総務環境常任委員会を開会します。本日は、去る12月6日の本会議で、当委員

会に付託されました議案27件の審査を行います。ここで、委員の皆さまにお諮りします。本日の会議は、お手元に配付しました、次第書に基づき進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「はい」と言う声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。

△ 議案第90号 霧島市部設置条例等の一部改正について

○委員長（宮田竜二君）

まず、議案第90号、霧島市部設置条例等の一部改正について審査します。執行部の説明を求めます。

○企画部長（出口竜也君）

議案第90号「霧島市部設置条例等の一部改正について」は、令和5年4月1日付けで市長公室を設置することに伴い、霧島市部設置条例、霧島市議会委員会条例及び霧島市国民保護協議会条例の所要の改正をしようとするものです。詳細につきましては、企画政策課長が説明いたしますので、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○企画政策課長（上小園拓也君）

議案第90号について、説明します。まず、霧島市部設置条例については、令和5年4月1日付けで部長級の市長公室長を設置しようとするもので、総務部所管の秘書広報課と安心安全課、及び商工観光部所管の霧島ジオパーク推進課、以上の3課が市長公室に移ることとなります。市長公室を設置する主な目的としては、近年の大雨や台風などによる浸水や災害などに対し、市民の生命と財産を守るため、安心安全課を市長直轄の部署とすることで、これまで以上に迅速かつ総合的に対応できる体制を整えようとするものです。また、今後、環霧島会議が霧島ジオパーク推進協議会に統合される見込みであり、構成市町の首長レベルでの連携がこれまで以上に重要になってくることや、ジオパークの推進のため、幅広い分野の連携を視野に入れた体制としようとするものです。次に、霧島市議会委員会条例については、総務環境常任委員会の所管に市長公室を加えようとするもので、霧島市国民保護協議会条例については、総務部安心安全課を市長公室安心安全課に変更しようとするものです。以上で、議案第90号の説明を終わります。

○委員長（宮田竜二君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（松枝正浩君）

それでは、幾つかお聞きいたします。まず、この市長公室の話、市のほうから示されている霧島市組織機構の今後の在り方についてということで令和4年3月に示されたものがあります。それから、市長2期目の公約を見ると、この話はなかったわけでありましてけれども、まず、口述にありました市長公室の内容があるんですけども、それ以外に市長公室の役目としてはどのようなものがあるのか、まずお尋ねをいたします。

○企画政策課長（上小園拓也君）

市長公室につきましては今回、安心安全課と霧島ジオパーク推進課を、市長公室の中に入れていきますけれども、あわせて、秘書広報課もそのまま市長公室の中に入ってくるということでございます。

○委員（松枝正浩君）

市長公室が出来ることの具体的な使命、目的、ここにも書いてあるんですけども、恐らくこれだけではないと私は思うんですけども、どのようなものをもってこの市長公室とされるのか。私は、市長公室をつくることに反対ではないんですけども、ここに書いてあるもの以外にも、この公室のできる意味というのがあるような感じがしております。県内の状況を調べてみました。霧島

市を除く、18市ですけれども、部制をしいているのが9市。部長級で市長公室長を置いているところが2市、課長級で置いているところが2市あるようです。事務分掌を見てみますと、安心安全課の業務というのは、県内においては、どこも入っていない状況であるんですけれども、全国的にも、こういった霧島市に似たような事例っていうのもあるかと思えます。県内は確認ができなかったんですが、他市でこのような状況、安心安全の防災の面から入っているような状況の市があるのかどうか、御提示いただけますでしょうか。

○企画政策課長（上小園拓也君）

安心安全課ですけれども、安心安全課の呼び方につきましてはそれぞれ自治体でいろいろ異なります。市長公室に防災機能を設けているところ、全国的にも、数としてはたくさんございまして、幾つか申し上げますと、千葉県の船橋市、ここが危機管理課、それから、茨城県のつくば市、ここも危機管理課でございます。それから滋賀県の米原市、ここは防災危機管理課ということで、この中に交通安全とか防犯とかそういうところも入っているようでございます。ほかにも全国の事例を見ますと、幾つかございます。この市長公室につきましては、必ず役割をこういうふうにしなないといけないというものではなくて、市長の指示に基づいて、設置される中で、どこに力点を置いていくかというようなことで今回、特に防災関係、それからジオパークの関係、そこを連携させて、市長の直下で取り組んでいこうとするものでございます。

○委員（松枝正浩君）

それでは、少し、この議会提案までの流れについてお聞きをしたいと思えます。この今回の議会提案に当たりまして、まずは、庁内でどのような議論や会議を経ての提案であったのか。時系列的に、具体的に御提示をお願いしたいと思います。

○企画政策課長（上小園拓也君）

市長公室につきましては、以前から市長は、市長公室のお考えはお持ちであったようでございます。しかしながら、私どもが直接、具体的に指示を受けたのは、今年の4月に入ってからでございます。組織の改編ということで、企画政策課の行革推進グループを中心に、内々に検討をずっと進めておりました。途中また関係課の意見を聞きながら、関係課と申し上げましても、ジオパーク推進課長、安心安全課長にいろいろ聞き取りをしながら、進めてまいりました。その上で、庁内の検討を行いまして、今回、12月議会に提案をしたところでございます。

○委員（松枝正浩君）

市政推進会議というのがあるかと思うんですけれどもその中での議論というのはなされているのか、お示してください。

○企画政策課長（上小園拓也君）

この件に関しましては、市の中に事務所機構検討委員会がございまして、この中で、組織の改編につきましまして、議論をいたしたところでございます。ちなみに10月13日にその会議のほうに諮っております。

○委員（宮内 博君）

今回、市長公室を設置するということですが、従来の組織機構の中で、どういう不具合があつて、そして市長公室をつくらなきゃいけないというふうになったのか。そしてそれが今回設置をされることによって、どんな総合的な判断ができるような形をつくり上げることができるのかというあたりの議論をお聞かせいただけませんか。

○企画政策課長（上小園拓也君）

市長公室の設置に至る経緯、背景でございますけれども、繰り返しになりますけれども、近年の災害の頻発化に伴って、まずは市民の生命と財産を守ることが重要であるということでございます。現在、防犯防災関係につきましては、安心安全課を中心に、災害となりますと耕地なり土木なり、あるいは下水道の関係なり、いろいろ複数の課にまたがってまいります。現在は、安心安全課のほうでいろいろ警戒体制、それから警戒本部体制をしいておりますけれども、今回、市長公室にする

ことによって、市長直下の市長公室長から、指示が飛んでいきますので、市長の意思を迅速に反映、指示できるというふうに考えているところでございます。それから、ジオパーク推進課につきましては、環霧島会議がこれまでございましたけれども、今年11月の会議で、ジオパークとの統合というような形で今話が進んでいるところでございます。今後ジオパークにつきましては、事務局体制が現在霧島市の職員だけで構成されておりますけれども、今後、構成市町から派遣をしていただくというような形になってまいります。そうしますと、首長同士のいろんなまた連携が必要になってくるというようなことで、いろんなことを考慮いたしまして、今回、市長公室を設置しようというような結論に至ったところでございます。

○委員（宮内 博君）

今災害のことを具体的におっしゃいましたけれど、災害のときにはいわゆる、従来の縦割り行政をなくして、横のつながりなども十分に構築をしながら様々な対策をとっていかなきゃいけないということになるんですけど、それは安心安全課だけで対応できる問題ではないというふうに思うんですが、当然耕地であったり土木であったり、社会福祉の関係であったり、そういう各部の方たちが一堂に会して対応していかなきゃいけないというふうに思うんですけど、それが公室をつくることによって、変わるんですかね。従来もそういうような形で、やっていたのではないかと推測はするんですけど、その辺どうなんですか。

○企画政策課長（上小園拓也君）

今委員からございましたとおり何が変わるのかということでございますけれども、やはり組織が、あるいは、部が複数に分かれておりますと、いろいろ庁舎內的に、意思決定に時間がかかる面がございます。特に、大雨等の災害警戒におきましては、組織を越えて、意思疎通を速やかに行わなければいけないということで、まずは情報を集め、その対応を一元化して迅速にすると、指示するということが、一番大事であろうかというようなことで、これまでも総合的な連携を深めながらやっておりましたけれども、近年の大雨に対応しまして、いろいろ災害が起きているというようなことで、さらに、体制を強化しようという意味で設置をしようとするものでございます。

○委員（宮内 博君）

実際に行政改革をいかに進めていくのかということでの議論との整合性ということも、当然、整えていかなきゃいけない話だろうというふうに思うんですけども。私どもは単なる合理化ということには当然反対です。本当に市民の安心安全をいかに担保できる体制をつくるのかというのは重要なことだろうというふうには思うんですけど、今回新たに部長級を1人配置しなければいけないということに当然なるわけでありまして、その辺、どれぐらいの人件費を含めた費用負担が発生をするのか、当然市長公室をつくるということになると、その事務所の配置をどういうふうにしていくのかということも含めて議論をしていかなきゃいけないわけですけど、それはどの程度、議論がなされてどういう方向に向かっていこうとしているのか。

○企画政策課長（上小園拓也君）

今回、部長級の市長公室となるということでございます。現在、秘書広報課に市政推進特任部長を置いております。特任部長ということで、部長級の手当になっております。管理職手当等も変わりませんので、人件費そのものにつきましては、現状と変わらないものというふうに考えております。それから、事務所の場所でございますけれども、現在、秘書広報課が3階、安心安全課が7階、それからジオパーク推進課が別館の2階でございます。このような中で、一体的に市長公室をどのようにして運営していけばいいのかということになるろうかと思っておりますけれども、物理的に、3階の秘書広報課には、秘書広報課しか入れないわけでございます。現在の別館の2階でございます霧島ジオパーク推進課につきましては、本館の7階、今スポーツ文化振興課が入っておりますけれども、あそこ国体が終了いたしますと、スポーツ・文化振興課が2階に戻ります国体推進課が役割を終えますので、スポーツ・文化振興課が2階に下りて、そのところにジオパーク推進課が入っていくというふうに考えております。そうしますと、安心安全課とジオパーク、この二つの課が隣同士にな

りますので、霧島山に関する防災関係でも、連携が深められていくのかなというふうに考えているところでございます。

○委員（松枝正浩君）

先ほどから、市民の生命、財産を守る大変大切な視点であるというところは市長も答弁の中からも、これは理解をしているところであるんですけども、市には、様々な課題とか問題点というのがあると思います。これを特化した形で、今回、市長公室という中に持ってくるわけですけども、市長直轄の部署ということで市長公室なんですけど、総務部に今までありました。この直轄以外の部分で総務部にあった安心安全課と、市長公室にある安心安全課、この違い、直轄以外で何を想定されているのか、お示しいただけますでしょうか。

○企画政策課長（上小園拓也君）

特に異なってきますのは、災害警戒本部の体制でございます。現在は、災害警戒本部の本部長は総務部長というふうになっております。ここに市長公室ができますと、市長公室長という形に変わってまいります。総務部長につきましては、総務部の所管する課が非常にたくさんございます。そういう中で災害時にまた、警戒本部長としての役割もあるわけですけども、今回市長公室を設置することで、災害に対するスピード感が上がるというふうに考えているところでございます。

○委員（松枝正浩君）

確かに総務部長が抱える所管課、かなりのものがあります。それを少し身軽にしていく、そしてまた、災害の機能を強化していくというところは、理解をするわけであります。しかしながら、私思うには、この市長公室の在り方、お答えをさせていただきませんでしたんですけども、市長公室というのは、一つの部門だけではなくて市政全般における市政推進能力をまずは高めていくというところ。そして、最高のマネジメント力を発揮する総合的な市政指揮監督の部署であるというふうには、まずこれはお話をさせていただきませんでしたかと思うところであります。またあわせて、市民の声を聞く広聴に重きを置くということも、私はあると思うんですね。この二つの点については、しっかりと、力を注いでいただきたいと思います。そしてまた、先ほどから申し上げている一つの課題だけをとらえるということではなくて、個別の課題解決に向けた業務推進体制の充実をしていくという観点から考えますと、確かにいろいろお考えになられて提案されてますけれども、総務部に安心安全課は残す、そして業務を体制的なところで充実していくという考え方も一つ、これも、考え方の違いがありますのでこれもしようがないところではありますが、しかしながら、私はそう思いません。なので、私自身の考えとしては、総務部に残して、その中での機能充実を果たすべきじゃないかと思っておりますけれども、同じになるかもしれませんけれど、再度、見解を求めたいと思います。

○企画部長（出口竜也君）

確かに、御指摘のとおり市政推進の部分と、市民の安心安全という部分、一つには庁舎の内部の在り方、市政推進、もともとは今言われたとおり広報広聴の中から、市民の声を反映してそれを政策につなげていくということであろうと思っておりますけれども、内部の対応の在り方、一方には、安心安全という市民の安心安全に直接かかわる在り方、こういった両面、おっしゃるとおりあると思います。今回、その両方をこの市長公室のほうで、まずは司令塔ということで担う形をとって、内部も外部も、よりよいスピーディーな体制にということで、今回、提案したところでございます。もちろん将来的には、固定的なものではなくて、おっしゃるとおり、一番よい組織というものは常に考えていかなければならないと考えております。

○委員（宮内 博君）

10月13日に、市政推進会議で議論をしたということですが、これ1回のみの議論ということなんですか。

○企画政策課長（上小園拓也君）

会議としましては、この1回でございますけれども、この会議に至るまでに、かなり打合せをしながら、議論を積み重ねながら、この事務所機構検討委員会に諮ったところでございます。

○委員（宮内 博君）

それが1回しか会議を開かないで、そこで、方向性結論を決めたということだろうと思うんですけど、どのような提案をされてどのような議論がなされたんですか。

○企画政策課長（上小園拓也君）

この検討委員会のメンバーにつきましては、両副市长、教育長、各部長、消防局長、そして総合所長が入っている会議になりますけれども、この中では、今回の議会に提案いたしました内容につきまして、提案したところがございますけれども、この議論になる中で、市長指示を受けまして、関係各課といろいろ議論を重ねながら、調整を進めながら、検討してまいりましたというような形で報告をいたしまして、各委員の皆様方からは、特に異論はなかったところでございます。

○委員長（宮田竜二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」という声あり〕

ないようですので、これで議案第90号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前9時20分」

「再開 午前9時23分」

△ 議案第93号 霧島市長等の給与等に関する条例の一部改正について

△ 議案第94号 霧島市職員の給与に関する条例及び霧島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

△ 議案第137号 霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

△ 議案第147号 霧島市職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○委員長（宮田竜二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、給与等関連の議案第93号、94号、137号及び147号について審査します。執行部の説明を求めます。

○総務部長（橋口洋平君）

議案第93号「霧島市長等の給与等に関する条例の一部改正について」、議案第94号「霧島市職員の給与に関する条例及び霧島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」及び議案第137号「霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」について説明いたします。議案第93号「霧島市長等の給与等に関する条例の一部改正について」及び議案第137号「霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」は、令和4年人事院勧告を受けて、国家公務員の期末手当の支給割合が引き上げられる国家公務員の改正給与法が成立したことから、国に準じて、市長、副市长及び教育長並びに市議会議員の期末手当の支給割合を変更するため、それぞれの条例について、所要の改正をしようとするものです。議案第94号「霧島市職員の給与に関する条例及び霧島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」も、人事院勧告や地方公共団体の改定措置等を考慮し、一般職員の給料月額や諸手当の改正を行うため、本条例について、所要の改正をしようとするものです。次に、議案第147号「霧島市職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」説明いたします。地方公務員法等の改正に伴い、職員の定年引上げ等に係る関係条例の整備等を行うため、本条例を制定しようとするものです。詳細につきましては、引き続き、総務課長が説明しますので、よろしく御審査いただきますようお願いいたします。

○総務部参事兼総務課長（永山正一郎君）

新旧対照表の5ページをご覧ください。議案第93号「霧島市長等の給与等に関する条例の一部改

正について」につきましては、第1条関係で令和4年4月1日適用分を、第2条関係で令和5年4月1日適用分を定めています。内容は、本条例第2条第6項に規定している期末手当基礎額に乗じる率について、改正前は6月、12月とも100分の162.5でしたが、これを、改正後は12月のみ100分の167.5へ改めようとするものです。また、同項について令和5年4月1日からは、6月、12月ともに、100分の165に改めようとするものです。これは、国の指定職・棒給表の適用を受ける職員の勤勉手当0.05月分のアップに準じて、今年度は遡及対応し、来年度からは6月、12月それぞれに均等に0.025月分ずつ割り振ろうとするものです。なお、新旧対照表65ページの議案第137号「霧島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」は議案第93号と同様の趣旨です。新旧対照表6ページをご覧ください。議案第94号「霧島市職員の給与に関する条例及び霧島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」は、人事院勧告による各種改正となります。まず、令和4年4月1日適用分は、大きく分けて勤勉手当の0.1月分アップと、別表でお示ししている再任用職員以外の職員の給料月額の変改がその内容です。高卒者に係る初任給を4,000円、大卒者に係る初任給を3,000円引上げるなど、30歳代の職員が在籍する号俸を中心に、平均0.3%の改定をしています。11ページをご覧ください。次に、令和5年4月1日適用分は、6月、12月それぞれに勤勉手当の0.1月分のアップを均等に0.05月分ずつ割り振ろうとするものです。続きまして、議案第147号「霧島市職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」ご説明いたします。議案書は108ページから126ページ、新旧対照表は73ページから91ページをご覧ください。また、配布している資料（A4縦1枚）も一緒にご覧ください。地方公務員の定年の引上げ及び地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年等に関して必要な事項を定めようとするものです。主な改正内容といたしましては、資料中、項目2番の定年年齢の引上げに関する措置から以降の項目をご覧ください。①は定年年齢の段階的引上げです。現行60歳の定年年齢を、令和5年度から2か年度に1歳ずつ引上げ、令和13年度以降は定年年齢を65歳とするものです。次に、②役職定年制の導入です。組織の新陳代謝を維持するため、管理監督職の勤務上限年齢を60歳とし、原則60歳に達した日の翌日以後における最初の4月1日までに非管理監督職に降任するものです。③は定年前再任用短時間勤務制の導入です。60歳に達した日以後、定年年齢前に退職した職員については、本人の申出により、従前の勤務実績等に基づく選考を行った上で、定年前再任用短時間勤務の職に採用することができる制度を導入するものです。④は定年退職者の再任用に関する経過措置です。定年年齢の段階的引上げ期間中において、65歳まで雇用できるよう、現行の再任用制度と同様の任用措置とするものです。次に、項目3番の⑤は給与に関する措置です。定年引上げに伴い、60歳を超える職員の給料月額は、当分の間、61歳に達する年度初めから、60歳に達した年度末の給料月額の7割水準とするものです。次に、項目4番の⑥は情報提供・意思確認制度の新設です。59歳に達する年度に、職員に60歳以後の任用、給与等の情報を提供するとともに、60歳以後の勤務の意思を確認する制度を新設するものです。⑦は再任用職員に関する規定について、定年前再任用短時間勤務職員に読み替える規定を定めようとするものです。項目5番の施行日については、⑥の情報提供・意思確認制度の新設については、公布日施行とし、これ以外については令和5年4月1日施行とするものです。以上で説明を終わります。よろしく御審査いただきますようお願いいたします。

○委員長（宮田竜二君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。一括質疑とよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

まず、議案第93号について、質疑ありませんか。

○委員（松枝正浩君）

まず、1条関係でお尋ねをします。遡及効果ということで影響額がどのくらいあるのか、職でお示ししていただきたいと思っております。

○総務課主幹兼人事研修グループ長（安楽尚子君）

影響額を申し上げます。市長のほうが、影響額5万9,724円となります。副市長のほうが、山口副市長のほうになりますけれども、4万6,548円。もう1人の副市長のほうが5万2,404円、教育長のほうが4万8,434円となります。副市長の差の額は共済費の関係となります。70歳以上は、介護負担金がかからないことによるものです。

○委員（宮内 博君）

職員給与は当然、人勧どおり、引上げをするというのは当たり前のことだと思いますが、特別職、議員も含めて、市長等の引上げについてはあくまでも政治的な判断というのは、従来も議論をしてきたことでもあるわけですね。今回の提案を見ますと、人事院勧告どおり提案をするという、従来と方向性としては変わらないのかなというふうに思うんですが、今回のこの提案に当たって、そのあたりのこれまでの議論の経過を踏まえた議論というのはどの程度あったのか、その辺を御紹介ください。

○総務部長（橋口洋平君）

今、委員からありましたように、特別職の手当につきましては、今まで、議論があったところでございます。その中で、多分平成22年か3年ぐらいであったと思うんですけど、それまでは、なかなか標準になるものが決まらずで、どのぐらい手当を上げていくか、下げていくかっていうのが、なかなか基準がなかったものですから、なかなかこう触れなかったというところがありました。その頃に、県内の同様の団体が、国の指定職に合わせた手当の支給を特別職についてしていたものですから、それに合わせるということで、それ以来、国の指定職に合わせて、手当の率を決めております。そうすることによりまして、国の動向に応じて、例えば、国の指定職の割合が上がったから、こちらも上げます、下がったから下げますっていう基準ができますので、運用がわかりやすいと。そこに、例えば、政治的な判断とか、そういうのは入ってこないということがありますので、基準がわかりやすいということで、指定職の手当の率を準用しようというふうに決めたところでございます。これにつきましては毎年、人勧のたびに、やはり、こういった委員会等で議論がありますけれども、当局といたしましては、そういったわかりやすい基準の下に、手当の率を改正していくというのが妥当ということを引き継いでおりまして、今回も、そういう国の指定職と同様な改正率になったところでございます。

○委員（宮内 博君）

基準があったほうがわかりやすい、それに沿って提案をするということのほうがやりやすいということのように聞こえたんですけど、ということはまずそのことについても基準どおりやりましょうという、一定の方針を示したということで、それ以降は政治的にどう判断をすべきかというようなことについては、議論をしていないかということではないのかなというふうに思うんですけど、そう理解していいのかどうかというのが一つ。もう一つは県内19市の中で、過去には、政治的な判断によって、引上げをしないという、先送りをするというそういうこの自治体もあったんですけど、そういう動きはないのかどうか。その2点、お聞きをいたします。

○総務課主幹兼人事研修グループ長（安樂尚子君）

県内19市の取組状況を先に申し上げます。ほかの県内自治体に直接、聞いたわけではございませんけれども、県等を通じての情報になります。一般職、特別職及び議会議員の改定を、11月の臨時議会及び12月議会での提案をするところが18市、3月議会提案予定が1市と伺っているところです。

○総務部長（橋口洋平君）

前段の御質問にお答えします。指定職に合わせて改正するということにつきましては、今年度につきましても、市長に決裁いただいて、その方向で改正しようとする中で御提案申し上げたところでございます。

○委員長（宮田竜二君）

ほかに93号についてないでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので93号に対する質疑を終わります。続きまして、94号に対する質疑をお願いします。

○副委員長（今吉直樹君）

級ごとの職員数が把握できていれば、お示しをお願いします。

○総務部参事兼総務課長（永山正一郎君）

資料を持ってきておりませんので後ほど答弁いたしたいと思います[13ページに答弁あり]。

○委員長（宮田竜二君）

ほかに94号、ないですか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので94号に関する質疑を終わります。続きまして、137号の質疑をお願いします。

○委員（宮内 博君）

先ほど市長等の給与の関係でも確認をいたしました。市議会議員の給与改定の関係については、どのような議論があったのか。いわゆるこれも一律に人勧どおり引き上げるということは、別に義務化ではないわけですよね。あくまでも政治的な判断ということになるわけですけど、その辺の議論があったのかどうか。

○総務部長（橋口洋平君）

議案第137号につきましても、先ほど93号のほうで特別職のほうで御答弁申し上げましたとおり、やはり、ある一定の水準っていうのがあったほうが運用しやすいというのがあります。これにつきましても、過去の例のとおり、国の指定職が上がったということで、議員分につきましても、指定職に合わせるという結論が出たということで、提案してきたところでございます。

○委員長（宮田竜二君）

ほか137号に関して質疑ないでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですのでこれで137号に関する質疑を終わります。続きまして、147号に関する質疑をお願いします。

○委員（仮屋国治君）

役職定年制についてお尋ねしたいんですが、令和13年度以降からは65歳の定年になるわけですが、それ以降というのは60歳定年制に持っていった場合に、いろいろ議論のあるところだと思うんですが、将来にわたってこの辺の議論はどのようなものがあったのかどうか、この是非についてお知らせいただきたいと思います。

○総務部参事兼総務課長（永山正一郎君）

令和13年度以降、定年者が完成した暁には、全員が65歳定年と原則なるわけでございます。その中で管理監督者を60歳以上の方にも、引き続きやっていただくということは、組織の活性化といえますか、そういった面からも柔軟な対応をするためにやはり若い人たちがどんどん上がっていくような形も必要ではないかというようなことから、60歳で原則、管理監督職を解くと。あくまでも原則でございまして、どうしてもその人ではないといけないというような場合には、引き続き管理監督者として、任用することができるようになっておりますが、霧島市の現状としては現時点では、そういった運用は考えておりませんで、60歳時点で管理監督職は解くというようなことでございます。

○委員（仮屋国治君）

前期高齢者の仲間入りをした私としましては、65歳定年制というのはまだ65歳若いよという発想のもとになっていくんだろうというふうに思うわけですよね。だからその辺のところ、何か5年間がずっと再任用という、令和13年度以降も再任用の人が60歳以降というような形になってしまうんじゃないかなという思いもありますのでね。これ全国的な流れかどうか。その辺のところだけ教えてください。

○総務部参事兼総務課長（永山正一郎君）

60歳以降再任用というわけではなくて、65歳定年が完成しますと、65歳まではもう通常の一般の職員と一緒に、管理監督職だった人は、スタッフ職になるというようなことで、これは全国的にも同じような流れでありまして、基本的には60歳で管理監督職が解かれるということでございます。

○委員（宮内 博君）

60歳を過ぎた場合には、管理職には就かないというふうなことでありますので、再任用の職員と同等の扱いになるというふうに思うんですけど、今答弁があったように、若い世代をどういうふうに引き上げていくのかということ等もあろうかということではあります。実際どの程度再任用と定年延長で違うのかという点をもう少し、紹介してもらえませんか。給与の件についても、7割というふうになってますので、その辺との比較等も含めて、詳しく御説明ください。

○総務部参事兼総務課長（永山正一郎君）

60歳になって、定年延長を選択して65歳まで、完成後のことですが、65歳完成したことを前提にお話ししますけれども、60歳のときに選択できるようになります。一つは、そのまま定年を延長して、65歳まで行く。もう一つは、短時間勤務をします。短時間勤務をされる方は、現状でいきますと、週4日の勤務です。定年延長を選んだ方は週5日のフルという形で、業務的には特に何も変わるわけではなく、同じスタッフ職として働いていただいて、再任用の方は5分の4の時間、定年延長された方はフルで働いていただくというような形で、労働の形態が違うだけであって、特にやる内容とかそういったのは、原則的には何も変わらないということではあります。給与につきましても、定年延長を選択された場合は、これも原則的にですけど、直前の1番高いときの給料の7割というような形になります。また再任を選ばれた場合は、それぞれ、3級4級5級、位置づけがありますけど、多くの方3級の定められた金額、その5分の4という形で、現在は、確か20万円程度だったかと思えます。

○委員（宮内 博君）

選択するいかんにかかわらず、一応60歳で退職金は通常どおり支給されると。定年延長になって、65歳まで待たないと、年度ごとに違いますけれども、最長、令和13年度になると65歳ということでは。その辺の関係はどういうふうなんでしょうか。

○総務部参事兼総務課長（永山正一郎君）

定年延長を選択されると、定年までは退職金は出ません。ただ職員の利益としては、中途採用の方は、期間率が満額いかないので、勤務年数が短くなれば、退職金も減るような仕組みになってます。その部分が60歳から65歳まで定年が延長されたことによって、本人が、延長を希望されれば、その期間も入ってきますので、途中で限度の月数までいってない方なんかは有利になるのかなど。ただ、退職金自体は退職を選んだ年度に支給されるということで、再任用をされた場合は、採用される前の年度に出ますし、定年延長されれば終了するまで出ません。

○委員（宮内 博君）

61歳になるのが来年度からというふうなことで、今年度にやめられる方は端境にあるわけですね。それで、実際に再任用の制度が始まってもう数年を経過しているわけですが、職員の方が再任用を希望する率というのはどれぐらいなのか、そして短時間労働なのか、定められた労働時間の5分の4でしたっけ。フルに活用する方がどれぐらいなのかというので、大体定年制がしかれることによって傾向というのは見えてくるのではないかと思いますが、その辺はどんな推計をされてるんでしょう。

○総務課主幹兼人事研修グループ長（安樂尚子君）

再任用の実施状況について、本市の場合は平成25年度定年退職者から、平成26年度新規採用再任用職員が始まっているんですけども、その人数、パーセントを申し上げます。平成25年度定年退職者が17名おりまして、そのうち15名が再任用を選択しております。パーセンテージは88.2%です。平成26年度定年退職者22名中15名が再任用を選択しており、率が86.4%。平成27年度、定年退職者

が、22名中18名が選択し、81.8%。平成28年度定年退職者18名中15名、率が83.3%。平成29年度退職者が19名中15名、率が78.9%。平成30年度、定年退職者、25名中16名、率が64.0%、令和元年度定年退職者、23名中14名、率が60.9%、令和2年度定年退職者、28名中23名、82.1%。令和3年度定年退職者、35名中29名、率が82.9%。ですので、ここ5年間の平均としましては、130名中97名、率として74.6%、4分の2は、初年度、再任用を選択している状況です。

○委員（宮内 博君）

それほとんどの方は定められた勤務時間のフルタイムということなんですか。

○総務課主幹兼人事研修グループ長（安樂尚子君）

本市の再任用は原則、短時間、週4日になります。先ほど、再任用の級ごとでということでしたが、3級ですと基本が25万5,200円の5分の4の金額になります。4級の場合ですと、27万4,600円の5分の4という形での金額となります。5級ですと28万9,700円の同じく5分の4、週4日の勤務の金額という形で計算されます。

○委員（宮内 博君）

当然60歳でやめてもその年金も支給されないという生活の実態があつて働かざるを得ないという、そういう環境の下で、実際に多くの方、4分の3の方が勤務を継続しているということですが、実際そのモチベーションをどういうふうに維持していくのかという、役職でもなくなっちゃう、一人のスタッフとして勤務をするということに当然なるわけでありましてけれども、実際にこの間の再任用で働いてこられた方たちのモチベーションというのはどんな形で継続をされているというふうに判断をされているのか。そして定年制に移行するというところで、それらの状況に何らかの変化を促しうる取組、そういうのがあるのかどうか、その辺、わかればお願いします。

○総務部参事兼総務課長（永山正一郎君）

60歳を迎えた後の再任用の方のモチベーションの維持ということですが、それなりにモチベーションを保ったまま仕事される方もいますし、中にはモチベーションが下がってるっていうような話もお聞きいたします。まず再任用を選択するに当たっては、事前に、前年度に説明会を行いまして、定年後再任用する場合は、こういった仕事で、こういった勤務条件になります。その上で納得した上でやっていただきたいと。当然これまで同様、職員と、同じような仕事をしていただかないといけないと。ただ、勤務日数が5分の4なだけですよということで、お願いをしておりました。中にはモチベーションがなかなか保てないという方もいらっしゃいますので、そういった話もお聞きするものですから、今年度は、2月に市町村職員の研修センターで再任用を対象とした研修会っていうのがございますので、そういったのにも、再任用の皆さんに積極的に参加していただくと考えているところです。県の研修施設で、それは鹿児島県と市町村が加入している研修センターなんですけど、そういった研修がわざわざあるということは、どこの自治体もそういった悩みを抱えているのかなと感じておりますので、せつかく職員として、残るわけですから、職員と同じモチベーションで働けられる環境、また本人の意識改革にも努めてまいりたいと考えております。

○委員（前島広紀君）

今先ほど、再任用は週4日ということでしたけれども、いろんなところで、最近は副業を認めるところがありますけれども、再任用職員の場合、それはどうなりますか。

○総務課主幹兼人事研修グループ長（安樂尚子君）

再任用職員も正規職員と同様に副業は駄目です。本市は、会計年度任用職員は大丈夫なんですけれども、再任用職員は正規職員と一緒にです。

○委員（松枝正浩君）

先ほどの資料の中の役職定年制の②のところですが、4月1日までに、被管理職、監督職へ降任するという制度ということで説明がありました。職階はどのようなところを想定されているのかお示してください。

○総務課主幹兼人事研修グループ長（安樂尚子君）

現在、本市で、課長級6級、部長級が7級ですけれども、60歳になって、役降りになりますと、5級の主幹級を想定しております。

○委員長（宮田竜二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

147号に対する質疑を終わります。先ほど、級ごとの職員の数という、お答えできますか。

○総務課主幹兼人事研修グループ長（安樂尚子君）

先ほどの質問にありました。級ごとの人数等を申し上げます。行政職給与表1で、1級から順に申し上げます。令和4年4月1日現在、1級がこちら消防職も含めますけれども、行1のほうで、1級が87名、2級が68名、3級が206名、4級、係長級ですけれども、こちらが376名、5級、主幹級ですけれども177名、6級、課長級が73名、7級、部長級ですけれども、12名、合計行一999名となります。

○委員長（宮田竜二君）

それでは、93号、94号、137号147号の質疑を終わります。

△ 議案第92号 霧島市情報公開・個人情報保護審査会設置条例及び霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

△ 議案第149号 霧島市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

○委員長（宮田竜二君）

次に、個人情報保護関係関連の議案第92号及び149号について審査します。執行部の説明を求めます。

○総務部長（橋口洋平君）

それでは、議案第92号「霧島市情報公開・個人情報保護審査会設置条例及び霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」及び議案第149号「霧島市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」、説明いたします。はじめに、議案第92号は、個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴い、廃止する霧島市個人情報保護審議会が担っていた役割の一部を霧島市情報公開・個人情報保護審査会に移管等するため、所要の改正をしようとするものです。次に、議案第149号につきましては、個人情報の保護に関する法律が改正され、同法において条例で定めることとされている事項等を定める必要があることから、本条例を制定しようとするものです。詳細につきましては、引き続き、総務課長が説明いたしますので、よろしく御審査いただきますようお願いいたします。

○総務部参事兼総務課長（永山正一郎君）

はじめに、議案第92号の条例の一部改正は、議案第149号の条例の制定に伴う改正であるため、議案第149号、議案第92号の順にご説明いたします。それでは、議案第149号「霧島市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」、ご説明いたします。議案の129ページをご覧ください。はじめに、改正個人情報保護法について、ご説明いたします。「個人情報の保護に関する法律」は、令和3年5月19日に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により改正され、改正個人情報保護法は、令和5年4月1日から施行されます。当該改正の内容につきましては、本日配布いたしております別紙資料「個人情報保護制度見直しの全体像」をご覧ください。法改正の内容について、今回の見直しに係る全体像としては、大きく4つの項目が挙げられ、特に、各地方公共団体に大きな影響があるものは、①の内容になります。資料の図をご覧ください。左側の「【現行】」にありますとおり、これまでの我が国における個人情報保護制度は、「行政機関個人情報保護法」「独立行政法人等個人情報保護法」「個人情報保護法」の3本の法律に加え、地方公共団体ごとに「個人情報保護条例」が制定されていきました。今回の改正により、3本の法律が1本

の法律（図右側の新個人情報保護法）に統合されるとともに、各地方公共団体の個人情報保護制度についても、改正個人情報保護法において規定されることとなり、また、その所管に関しても国の独立規制機関である「個人情報保護委員会」が一元的に担うこととされました。このような中、本議案におきましては、今回の法改正に伴い、各地方公共団体が条例で定めることとされている事項等を定める必要があることから、「霧島市個人情報の保護に関する法律施行条例」の制定を行おうとするものになります。次に、本条例の内容について、概要をご説明いたします。まず、第3条から第8条までは、改正法の規定に基づき定めるものであり、具体的には、第3条は、保有個人情報に係る開示請求をする者が納めるべき手数料の額等を定めようとするものです。第4条から第7条までは、改正法で規定されている開示決定等の期限等を改めようとするもの、第8条は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときにおける「霧島市情報公開・個人情報保護審査会」への具体的な諮問事項を定めようとするものです。また、第9条は、現行の個人情報保護条例において、本市における個人情報保護制度の運用状況を的確に把握し公表することにより、本制度の健全な発展と公正な運営を図ることを目的に規定していた現行条例第56条の内容と同じものになります。続きまして、議案第92号「霧島市情報公開・個人情報保護審査会設置条例及び霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、ご説明いたします。議案の4ページ、新旧対照表の3ページをご覧ください。議案第92号は、第1条で「霧島市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部改正」を、第2条で「霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正」を行うものです。まず、「霧島市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部改正」については、議案第149号において、霧島市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる旨の規定を設けたこと等に伴い、所要の改正を行おうとするものです。次に、「霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正」については、議案第149号による条例の制定に伴い、霧島市個人情報保護審議会に関する規定を定めていた、現行の「霧島市個人情報保護条例」を廃止することから、当該審議会に係る規定の改正を行おうとするものです。以上で説明を終わります。

○委員長（宮田竜二君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。まず149号のほうから質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（宮内 博君）

これは従来、霧島市が独自に持っていた個人情報保護条例を国、地方自治体等一本化していくという、そういう流れを組む一つの改定だろうというふうに思うんです。それで、行政側が持っている情報というのは、極めて多岐に渡るわけです。それで行政側の指示によって、市民自ら当然、発信をしなければいけない情報というのを行政側は集めて、一元化してるわけですけれど、霧島市は霧島市の市民の情報を持っているわけですが、それを国と共有するということになると、極めて膨大な情報が国の管理下に置かれるという危険性というのは極めて高いわけですけれど、その辺の議論というのは、どれだけされているのか。特に個人情報というのは、憲法で定められている人権とのかかわりもある情報でもあるわけですけれど、そこら辺の議論というのがいかにあったのか。当然国の側が進めている取組の一環でありますので、地方の行政がそれにどれほど対抗できるのかというのには限界があるというふうに思うんですけど、少なくとも霧島市民の情報をしっかり守るというような形で、何らかの取組ができるのではないのかなというふうに思うんですけど、その辺の議論の経過等についてお聞かせください。

○総務課主幹（柳田謙一郎君）

今、委員がおっしゃいました部分が、個人情報そのものの集約ということであろうかと思っておりますけれども、今回の法改正というのが、仕組みを一元化する、それから管理監督する者が、国の個人情報保護委員会として、一元化するという部分でありまして、この情報そのものを、国に提供するか、共有するとかっていうことではなくて、情報そのものの管理は、これまでどおり、市が持って

いる分は市でしっかり管理してということになりますので仕組みを今回変えるということになります。

○委員（宮内 博君）

今の議論ではそうなんだけれど、なぜじゃあ一元化をする必要があるのかということですよ。実際に総務省などがこの議論をしている今後どういうふうにするのかということを見てみると、大変危険な要素が含まれているのではないのかなというふうには私どもは感じているわけなんです。実際に情報を扱うに当たっては匿名の加工をしているから、なかなかこの個人の情報はわからないということは表立ってはされてますけれども、匿名に加工する前の情報を民間にお願いしなきゃいけない。そうするとその民間には匿名加工前の情報が手に入るということがあって、行く行くは、いわゆる企業の利益のために個人情報を活用するという政財界の要求もあって、それを基に動いてるというのが背景にあるっていうのが、今議論をされてるわけですよ。ですから、そういう、危機感がやはり必要ではないのかなというふうには思うんですけど、その辺の議論があったのかなということでお聞きをしたわけです。

○総務課主幹（柳田謙一郎君）

今、委員がおっしゃいました部分の懸念というのが、今回の改正の主体である個人情報の保護っていう部分とあわせて、データ流通という部分のほうの懸念であろうかと思えます。さらにおっしゃいました匿名加工情報につきましても、特定の個人を識別することができないように、加工してあるものというのが匿名加工情報なんですけども、そういったものをそれも復元できないというものなんですけども、現時点では、地方公共団体については、これは該当しない部分でございます。委員おっしゃいましたとおり、将来的にはという部分もあろうかと思えますけれども、現時点では、ここについては、地方公共団体は該当していない部分でございます。

○委員（宮内 博君）

冒頭言いましたように国が進めているデジタル化の一環ではあるんですけど、そういう中で地方自治体がどれだけ抗うことができるのかということには限界があるだろうというふうに思いますが、そういう中でも、きちんと、市民の個人情報を守ることができる対応というのは、やはり自治体に求められているのではないのかなという観点から申し上げておきます。既に過去の情報流出等の状況等見てみると、例えばその住宅金融支援機構が扱っていた住宅ローンの情報というのが、民間銀行に、23項目の個人情報が約118万件分漏えいをしていたというようなことも既にあるわけですよ。ですから、実際に、公の性格を持つところで作業を行われていた、そういうものも、実際にこういう情報が流出しているという形であらわれている部分もあるということです。ですから、匿名加工してるからということではあるんですけども、行政側が持っている情報というのはもう半端なものではないということです。当然、住所や氏名であったり、あるいは結婚してるのかしてないのかとかいうこととか病歴だとか、税金をどれほど納めてるかとか、収入だとか、様々な情報を行政側は持っているわけですよ。それを本当にきちんと管理できるのかということであれば、やはり一元化っていうのは、非常に大きな不安があるということです。その背景も先ほど申し上げましたけれど、背景から考えると、今はそれが見えないかもしれないけども、やがてそれが狙われてきているというのはもう、財界からの要求でもあるということもあるわけですので、その辺をしっかりと踏まえた上で、取組をされたほうがよろしいんじゃないかということは申し上げておきたいと思えます。

○委員長（宮田竜二君）

今の御意見でよろしいですか。

〔「はい」と言う声あり〕

○委員長（宮田竜二君）

ほか、149号について質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、149号についての質疑を終了します。続きまして議案第92号につきまして質疑をお願いします。

[「なし」と言う声あり]

ないようですのでこれで92号に関する質疑、質疑を終わります。

△ 議案第91号 霧島市新川防災センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

△ 議案第116号 霧島市多目的ホールの設置及び管理に関する条例の一部改正について

△ 議案第117号 霧島市民広場及び霧島市お祭り広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（宮田竜二君）

続きまして使用料関係の議案第91号、116号及び117号について審査します。執行部の説明を求めます。

○総務部長（橋口洋平君）

議案第91号「霧島市新川防災センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について」、議案第116号「霧島市多目的ホールの設置及び管理に関する条例の一部改正について」及び、議案第117号「霧島市民広場及び霧島市お祭り広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について」について説明いたします。それぞれ、3年に1回の見直しの時期であることに加え、物価高騰等の影響を踏まえての料金の値上げと効率的な施設運営・事務の効率化による料金の値下げを適切に行うことで、本来の目的である負担の公平性、受益者負担の適正化を図るためにコスト再計算に基づく見直しを行いました。また、議案第116号「霧島市多目的ホールの設置及び管理に関する条例の一部改正について」では、試行的ではありますが新たに多目的ホールに曜日別料金の設定を行いました。詳細につきましては、引き続き、各課長がそれぞれ説明いたしますので、よろしく御審査いただきますようお願いいたします。

○隼人地域振興課長（北井上真悟君）

今回提案しております「議案第91号霧島市新川防災センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について」で使用料を改定する施設は1施設です。その施設のうち、料金改定の対象となる項目は3項目です。この施設を、財政課が全員協議会で説明した「公の施設の性質別負担割合の考え方」に基づいて分類しますと、民間での提供が難しく、個人によって必要性が異なるサービスに区分される第2分類（受益者負担50%）の項目は1項目です。第1分類、第3分類、第4分類はありません。新川防災センターの1時間ごとの使用料につきまして、現行の待機室使用料210円を250円に、控室使用料160円を140円に、厨房使用料250円を200円にコスト再計算により改めようとするものです。

○総務部参事兼総務課長（永山正一郎君）

今回提案しております「議案第116号霧島市多目的ホールの設置及び管理に関する条例の一部改正について」で使用料を改定する施設は1施設です。その施設のうち、料金改定の対象となる項目は1項目です。この施設を、財政課が全員協議会で説明した「公の施設の性質別負担割合の考え方」に基づいて分類しますと、民間での提供が難しく、個人によって必要性が異なるサービスに区分される第2分類（受益者負担50%）の項目は1項目です。第1分類、第3分類、第4分類はありません。多目的ホールでは新たに曜日別料金を設定し、平日の料金を休日の料金より低額に設定することで利用者の分散化、平日利用の促進を図ろうとするものです。これまでの料金を土日祝日の料金とし、入場料を徴収しない場合、1時間単価にすると改正前は2,410円、改正後は1,930円となります。さらに平日は1時間単価1,610円となります。減額の理由はコスト再計算によるものです。次に、「議案第117号霧島市民広場及び霧島市お祭り広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について」で使用料を改定する施設は2施設です。その施設のうち、料金改定の対象となる項目は3項目

です。この施設を、財政課が全員協議会で説明した「公の施設の性質別負担割合の考え方」に基づいて分類しますと、民間での提供が難しく、個人によって必要性が異なるサービスに区分される第2分類（受益者負担50%）の項目は3項目です。第1分類、第3分類、第4分類はありません。市民広場のステージは890円を720円に、お祭り広場のステージは1,770円を1,420円に、お祭り広場は540円を440円にそれぞれコスト再計算により減額しようとするものです。以上で説明を終わります。よろしく御審査いただきますようお願いいたします。

○委員長（宮田竜二君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。まず、議案第91号からの質疑とさせていただきます。質疑ありませんか。

○委員（宮内 博君）

料金改定、3年に1度ということ、今回は3年目を迎えるということ、改定がなされるわけですが、非常にコロナ禍で、暮らしが大変、40年ぶりの物価高騰というような中での引上げをそのまま3年に1度からだからってということでやるべきだったのかという点がまず一つはあるんですよね。これは全体に通じる話ですけど、その辺をまず改定に当たって、もう3年に1度だから規定どおりやろうじゃないかということだったのか、その辺の背景をもう少し、部長のほうから御説明ください。

○総務部長（橋口洋平君）

今物価高騰で3年に一遍の見直しをするべきかということでしたけれども、これはもう全員協議会それから本会議の議案質疑でも申しあげましたけれども、やはり本市の公の施設の使用料、手数料につきましては、厳しい財政状況の中で、自主財源を安定的に確保するとともに、負担の公平性の確保と受益者負担の適正化を図ることを目的といたしまして、3年1回改定しているところでございます。今回につきましても、5回目の改定期間になりますけれども、コストの再計算を行うとともに、施設の採算性と、それから市民福祉のバランスなどを総合的に勘案いたしまして、改定すべきと判断したものについて、改正案を提案したところでございます。議案質疑の中でも申しあげましたとおり、大体上がる施設が40数%、下がる施設も40数%ということで、値上げを目的としているのではなくて、適切な料金というのを目的としておりますので、そういったものを勘案しながら、今回御提案申し上げたところでございます。

○委員（宮内 博君）

新川防災センターの利用状況という資料をいただいているんだけど、3件のうち2件は引下げということになってるんですけど、例えば引下げの額の大きい厨房の利用者0人ということで報告されてますよね、この3年間の利用者は。それで最も利用者の多い待機室ですけど、この総数を見ますと1万57人と、3年間で。その引上げがなされてるわけです。今回の引上げによる財政的な影響額はどういうふうに試算をされてますか。

○隼人地域振興課長（北井上真悟君）

令和3年度の使用料実績を基に使用料改定後の額に置き換えてみますと、合計で1万110円増加する見込みとなっております。

○委員（仮屋国治君）

私も、宮内委員同様この時期に自主財源の確保ということを声高らかに余り言わんでほしいなという思いがしておりますけれども、今、総務課のところていくとほとんどが値下げということでもありますけれども、新川防災センターのところて3点ありますけれども、この表の見方、例えば、1時間1回当たりコストは392円でコスト計算による料金が196円、改定案250円になるというふうになるとるわけですけども、この辺のところを三行にわたって、解説をしていただけますか。設定の仕方を。

○委員長（宮田竜二君）

休憩します。

「休憩 午前10時31分」

「再開 午前10時36分」

再開します。

○総務部長（橋口洋平君）

1個1個を見ていきますと、例えば、新川防災センター待機室が、全体的な区分でいきますと会議室③ということになります。③の料金につきましては、コスト再計算で1時間当たり392円かかっています。その性質別で、これは利用者が50%負担していただくという施設で、196円で、実際ここでいきますと値下がりになるんですけども、今度改正しました市の施設の会議室③という大きさの全てを見たときに総合的に判断いたしまして、コストがかかっているところが多いということで、この新川防災センターの対決につきましては、196円なんですけれども、まだ上がる場所もあるということで、全体的を見たときに、会議室③については、210円から250円に引上げをお願いするというので、19%の増ということになっております。

○委員（宮内 博君）

先ほどのどれだけ負担がふえるのかというところで、答弁いただいたんですけど、1万110円増える。令和3年度の実績をもとにして計算すると。私が計算すると、これは1か月ですか。

○隼人地域振興課長（北井上真悟君）

年間のトータル額となります。

○委員（宮内 博君）

年間ですよ。私が計算すると、17万6,780円、令和3年度実績からいくと、ふえるというふうになりますけど、その数字はどういう計算をしたんですか。令和3年度の実績からおっしゃったので、令和3年度の実績はここに示されておりますよね。その数字で、例えば待機室、令和3年度4,575人が利用しましたよ。それに40円の負担増ですので、掛けますと18万3,000円になるんですけど、その減額になる分は、控室が20円少なくなるということなんですけど、控室の利用者は2,046人ということですので、4万円ほどですか。というふうになるんですけど、その1万幾らをはじき出した計算の仕方を説明してもらえませんか。

○隼人地域振興課長（北井上真悟君）

御手元の4,886人っていうのが、トータルの御利用者数にはなっているところだと思うんですが、ただ、そのうち、減免の分がございまして、減免での利用者が3,614名で41件となっておりますので、有料の分だけのものの収入で申しますと、利用料収入が合計で5万8,430円というところになりますので、その中での増加分ということで、1万110円ということになります。結局、申請件数とあと利用時間がもたなくなってまいりますので1時間当たりということですので、それを計算してまいりますと、時間掛けるその単価ということになりますので、有料で御利用いただいた合計時間が、合計で申しますと、令和3年が待機室354時間、それで5万5,230円。控え室が63時間で3,200円、全体で5万8,430円となっております。その改定の部分を掛けたものが、待機室が1万494円の増、控え室が384円のマイナス。合計で1万110円の増という計算となっております。

○委員長（宮田竜二君）

ほかありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので議案第91号について、の質疑を終わります。続きまして議案116号についての質疑をお願いします。

○委員（宮内 博君）

約20%の値下げを行うということでの利用料の改定でありますけれど、値下げは大いに私賛成だと思うんですけど、改定による影響額はどれぐらいですか。

○総務課主幹兼総務管理グループ長（豊田理津子君）

令和3年度の実績で、基本料金を新たな金額に置き換えますと、実績として42万4,160円が31万3,760円。11万400円影響額として出ております。

○委員長（宮田竜二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

はい、ないようで116号に、対する質疑を終わります。次に、議案第117号に関する質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（藤田直仁君）

確認ですが、市民広場のステージ、お祭り広場のステージ、広場って書いてるんですけど、どこを意味してるんですかね。そこを詳しく教えてもらってよろしいでしょうか。

○総務課主幹兼総務管理グループ長（豊田理津子君）

市民広場のステージは、まず赤いモニュメントがある部分が市民広場、そのうち、扇状に1段高くなってる部分があります。あそこがステージとなっております。お祭り広場のステージは、道路とお祭り広場駐車場の間に階段状に一部高くなってる部分があります。その上の平らな部分と駐車場側の階段部分、そこがステージとなっております。お祭り広場の広場は、駐車場全てがお祭り広場の広場となっております。

○委員（宮内 博君）

影響額についてもお示してください。

○総務課主幹兼総務管理グループ長（豊田理津子君）

令和3年度で申し上げますと、市民広場については、使用実績が1回。基本料金として890円が720円に変わりますので、1,000円台の影響額というのはありません。あと、お祭り広場について、令和3年度、お祭り広場とステージ、共に令和3年度は利用がありませんでしたので、影響額はありません。

○委員長（宮田竜二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので117号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時45分」

「再開 午前11時00分」

- △ 議案第107号 霧島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- △ 議案第139号 霧島市ごみ処理手数料徴収条例の一部改正について
- △ 議案第101号 霧島市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- △ 議案第102号 霧島市国分児童体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- △ 議案第110号 霧島市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- △ 議案第145号 霧島市春山緑地公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- △ 議案第118号 霧島市溝辺多目的交流施設上床どーむの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- △ 議案第104号 霧島市福山町地区体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- △ 議案第119号 霧島市福山中央地区多目的研修施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（宮田竜二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、使用料、手数料関係関連の議案第101号、102号、104

号、107号、110号、118号、119号、139号及び145号について審査します。執行部の説明を求めます。

○市民環境部長（本村成明君）

議案第107号霧島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてほか計8件の使用料及び手数料関係の条例改正案について総括説明をします。まず、使用料につきましては今年度が3年に1回の見直しの年に当たりますことから、再度全ての公の施設についてコスト計算を行い、それぞれ所要の見直しを行ったところでもあります。令和3年度使用実績に基づく改定額シミュレーションをしていますので、比較的増減の大きな施設名とその金額を申し上げます。総合支所所管分を含む市民環境部関係施設のうち、使用料の上がる施設は、上床どーむが年額622,160円、日額換算では約1,700円、隼人体育館411,865円、日額換算では約1,100円となりました。これに対して使用料が下がる施設は、隼人松永庭球場が年額137,854円安くなります。次に、手数料につきましては使用料と同じく全庁的な見直しを行ったところ、一般廃棄物収集運搬業等の許可手数料及び、敷根清掃センターへ直接一般廃棄物を搬入する際のごみ処理手数料を改定することとしました。詳細は各担当課長が説明しますので、よろしく御審査いただきますようお願いします。

○環境衛生課長（末松正純君）

議案第107号、霧島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。議案集の45頁、新旧対象表の33頁及び34頁をご覧ください。他市の状況等を踏まえ、コスト再算定により見直しを実施するという方針のもと、それぞれの手数料について、職員の人件費、許可証発行に係る実費等を算出したところ、各号5,000円から7,000円の引き上げが妥当との結論に至ったものです。議案第139号、霧島市ごみ処理手数料徴収条例の一部改正について、ご説明いたします。議案集の96頁及び97頁、新旧対象表の66頁及び67頁をご覧ください。第1条では、ごみ処理手数料を徴収する施設として、新たに設置する牧園横川クリーンステーションを追加しています。第2条では、本市の区域内から「横川町及び牧園町を除外する」規定を削除するとともに、手数料の額を改正しています。具体的には、別表に定めるとおりであり、従来の「事業活動に伴って生じた一般廃棄物を搬入する場合10キログラムにつき80円、住民が自ら排出した一般廃棄物を自ら搬入する場合30キログラムまでは無料、30キログラムを超えるものは10キログラムにつき80円」を、「資源物を除く一般廃棄物を搬入する場合10キログラムにつき100円」に改正しています。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で適正処理困難物に指定されるスプリング入りマットレス等については、解体及び再資源化への負担が大きいことから「1個あたり1,000円を、手数料に加算する」としています。なお、附則では、施行期日を令和5年4月1日としています。市民、事業者及び一般廃棄物収集運搬許可業者に十分な周知期間を設ける必要がある手数料の額の改正については、令和6年4月1日としています。以上で説明を終わります。

○スポーツ・文化振興課長（久木田勇君）

スポーツ・文化振興課に関する議案7件につきまして、議案第101号から順次ご説明いたします。議案第101号 霧島市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の使用料を改定する施設は16施設です。その施設のうち、料金改定の対象となる項目は34項目です。この施設を、財政課が全員協議会で説明した「公の施設の性質別負担割合の考え方」に基づいて分類しますと、民間での提供が難しく、個人によって必要性が異なるサービスに区分される第2分類（受益者負担50%）の項目は32項目です。次に民間でも同種・類似のものが提供され、個人によって必要性が異なるサービスに区分される第3分類（受益者負担70%）の項目数は2項目です。第1分類、第4分類はありません。新旧対照表の25ページをご覧ください。溝辺体育館、福山体育館、溝辺運動場、溝辺庭球場、溝辺弓道場、溝辺グラウンドゴルフ場、溝辺野外ステージの休館日を新たに追加・変更するものです。また、新旧対照表の25ページから27ページにかけて、国分体育館、横川体育館、牧園アリーナ、隼人体育館、溝辺体育館、福山体育館、溝辺運動場、牧園みやまの森運動場、霧島運動場、横川運動場、隼人運動場、牧之原運動場、福山運動場の使用料をそれぞれ改定しようとするものです。さらに、新旧対照表の27ページから30ページにかけて、溝辺庭球場、横川庭球場、隼

人庭球場、国分武道館、隼人武道場、国分弓道場、溝辺弓道場、霧島弓道場、隼人弓道場、溝辺グラウンドゴルフ場、溝辺野外ステージ、牧園ゲートボール場の使用料をそれぞれ改定しようとするものです。次に、新旧対照表の31ページをご覧ください。議案第102号 霧島市国分児童体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の料金改定の対象となる項目は1項目のみであり、国分児童体育館の使用料を改定しようとするものです。分類は第2分類です。新旧対照表の38ページ、39ページをご覧ください。議案第110号 霧島市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の使用料を改定する施設は共同利用施設を含む2施設であり、料金改定の対象となる項目は9項目です。市民会館のホールの曜日別料金を新たに定めるほか、ホール、ロビー、楽屋等の使用料の料金を改定しようとするもので、分類は第2分類です。次に、新旧対照表の72ページをご覧ください。議案第145号 霧島市春山緑地公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の使用料を改定する施設は1施設のみであり、春山緑地公園の多目的グラウンドの使用料を改定しようとするものです。分類は第2分類です。次に、新旧対照表の43ページをご覧ください。議案第118号 霧島市溝辺多目的交流施設上床どーむの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の料金改定の対象となる項目は1項目のみであり、休館日を新たに追加し、使用料を改定しようとするものです。分類は第2分類です。次に、新旧対照表の32ページをご覧ください。議案第104号 霧島市福山町地区体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の使用料を改定する施設は5施設です。その施設のうち、料金改定の対象となる項目は5項目です。福山町地区体育館の使用料を改定しようとするもので、全て第2分類です。最後に、新旧対照表の44ページをご覧ください。議案第119号 霧島市福山中央地区多目的研修施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の料金改定の対象となる項目は1項目のみであり、福山中央地区多目的研修施設の老朽化が進み使用実績のない研修棟の供用廃止及び多目的体育館の使用料をそれぞれ改定しようとするものです。分類は第2分類です。以上で、スポーツ・文化振興課関係の議案第101号から議案第119号までの7議案について説明を終わります。よろしく御審査いただきますようお願いいたします。

○委員長（宮田竜二君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。環境衛生課関係、議案第107号から質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（松下太葵君）

手数料はかなり上がっていると思うんですが、ここに説明があるように人件費とか、そういうところを計算したら、またこのぐらいの引上げが妥当って書いてあるんですが、今までがかなり赤字だったっていうことかっているのと、ほかに上がっている理由があるのかっているのをちょっとお聞きしたいです。

○環境衛生課長（末松正純君）

御指摘のことは、恐らく聞かれるかなというふうに思っておりました。正直申し上げてこれまでの算定が、正直ちょっと甘かったのかなというところがございます。この収集・運搬、それから許可については、2年に1度許可業者の更新を行っております。基本的にはもう新規の許可というのは、運用の中で認めておりません。そういった中で、合併以降、大体、決まった定番の業者の更新を2年置きにしてきたというのが実情です。その中で、書類のチェックとか、あるわけなんです、新規の場合であると、いろんな窓口での聞き取りをしたりとか、そういうのを行って、書類をチェックし、現地に赴いて、また現地でもいろんな運搬であればそういうトラックとか、そういうのが整っているかどうかの確認を行ったりします。それから、処分業の許可ということになりますと、いろいろリサイクル業をされてる業者ということになるわけですがそういう今度は施設を見て確認をしたりとか、実態を見たりとかっているのが出てきます。それとまた、申請書類の中で、廃棄物処理法の中でもあるんですが欠格要件調査というのを、役員に対してしなきゃいけない。要は犯歴とか聞いととかそういうのがあるかないかあった場合は許可できないとかあるんです。そういったもろもろを今回きちっと評価をしてやった場合、やはりこれだけの手数料をいただくのが妥当という

ことで、御指摘のとおり、今までじゃあ何でここら辺をちゃんとみてこなかったかと言われれば、非常に私ども、そこは反省すべきところなんですけど、改めて、そういったところを評価し直したときに、これだけの金額が妥当と。それとあわせて、他の自治体の状況等も確認しまして、おおむね始良市などもこういった似たような金額でされておりますし、こういった金額は決して、周りの自治体と比較しても突出したものではないということを総合的に判断しまして、今回、改正をさせていただきますこととしたところでございます。

○委員（仮屋国治君）

それぞれに何社ぐらいあるもんなんですか。

○環境衛生課長（末松正純君）

収集運搬の許可を受けてる業者が70社あります。それから、処分業の許可を受けてる会社が13社あります。収集運搬の70社につきましては、当初はまだちょっと少なかったわけなんですけど、いろいろ片付けの需要とかが出てきまして片付け業者なんかどうしても片づけをすると、そのごみを引き取ってくれというふうに言われて、それを有料で収集運搬しようとする業の許可が必要だということであって、そこら辺が全く許可をしないという取扱いが、なかなかそういう片づけ業者の業を阻害しているような要因があったもんですから、平成29年に、そういう片づけ業者に限って、実態に合わせて、新規許可をしたということで、それで70社までちょっとふえてしまったということがあります。今は、そういう許可の取扱いはもうしていないということでございます。浄化槽は5社です。実際は浄化槽清掃とリンクしますので、いわゆる、その浄化槽の清掃に来られる衛生公社であるとか、福山サニタリーさんであるとか、岩掃であるとか、そういったような会社が許可をとってらっしゃるといことです。

○委員（宮内 博君）

先ほど他の隣接の市町等を参考にしたということでありましたので、少しそこら辺の状況を説明してもらえませんか。

○環境衛生課主幹（白鳥竜也君）

近隣の他市の状況なんですけれども、例えば、収集業者の新規の金額ですと、鹿児島市が1万円、鹿屋市が5,000円、薩摩川内市が3,400円、始良市が7,000円、日置市が5,000円、曾於市が1万円、都城市が5,000円といったところになっております。

○委員長（宮田竜二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、107号に関する質疑を終わります。続きまして議案第139号の質疑を行います。

○委員（松枝正浩君）

新旧対照表の67ページ、別表第2 関係ということで今回新たにスプリングマットレス単価が設定されたということで、以前、ほかのところも視察をしたときに、非常に手間がかかっているという状況もお聞きをしたところでもあります。この設定については非常に、いい設定であるのかなと思うところなんですけれども、この1回当たりの1,000円の単価の根拠、どのように算出されたのか、お示しください。

○環境衛生課長（末松正純君）

このスプリングマットレスの処理については非常に苦慮しております。実際に手作業で分解をしなきゃいけないということでございます。機械にかけてガリガリっと処理ができないものでございます。これにうちの会計年度任用職員が2人がかりで、2時間ぐらい、1枚処理するのにかかります。ちなみに、非常に多いもんですから、去年からちょっと搬入量を計り、何枚入ってくるかっていうのも、計測しております。大体年間で1,500枚ぐらいから入ってくるような状況に今なっております。繁忙期になりますと月240枚を越す枚数が入ってくる。それを1枚処理するのに、2人がか

りで2時間かかるということです。大体単価でいきますと、そういう人たちの時給が900円ぐらいですから、それで計算すれば3,600円ぐらい人件費がかかっているという単純にそういう計算になります。ちなみに民間で処理できるところにお願いしたらってということですが、なかなかそういう専門業者がいなくて、岡山にJFE条鋼という会社があるんですけども、そこがトラックで運び出して、処理するというので、それを1枚当たりの単価で算出すると大体4,200円から4,300円1枚にかかってくるのかなというふうに推計しております。そういう実態の中で、本来であれば、手数料ということですから、受益者負担の分を満額お取りすべきなのかなと思うんですけども、なかなかいきなり、こういう金額を加算するというのは、厳しいところがありますので、八代市がスプリング入りマットレスのこういう取扱いをしまして、そこが1枚当たり1,000円という金額でお取りしてるという情報を得たもんですから、私どもとしては、そういうところを参考にさせていただいた。本来はかかっている分だけいただきたいところなんですけれども、そこを参考に設定をしたところでございます。

○委員（宮内 博君）

これは主には未来館の利用を停止して、一本化するということが背景にあるんですけども、区域外の手数料について、今回、なくしてるわけですね。それで、市民と同じようにしているということになってるわけです。それで、本会議の議論の中でも少し触れましたけれど、令和2年の11月に締結されている協定書との関係で申し上げましたが、部長の答弁では、ここにある手数料でこれを処理するものではなくて、協定書の第7条ですか。一般の財源として歳入する問題だということでした。ということになれば、ここで言う区域外というところのこの手数料というのが、じゃ、どういう部分に相当するのかと。いわゆる災害時の手数料というのはそうではないと別立てだということでおっしゃっておりますし、協定書に基づくものも、別立てだというふうに言ってるわけで、それで実際これまでは区域外から持ち込んだ場合は、300円ということだったけれど、それを100円にして、区域外という規定を取り払うというのがありますよね。後で、議論をする中にそれが入ってくるわけですけど、そういうことになると、私、事実上のごみの広域化ではないのかというふうに申し上げたんです。いやそれは、自区内処理が原則だと。こういうふうにおっしゃってるわけですね。なぜその区域外からの持込みという部分を取り払うのかと。そして料金を市民と同一にするのかと。その部分が見えてこないわけですけど、ちょっと、理解できるように説明をいただけませんか。

○市民環境部長（本村成明君）

議案質疑の中でも議論させていただきましたところでございますけれども、今、宮内委員が、区域外のごみを、100円にして市民と同じにするとおっしゃるんですけども、私どもそのようには考えておりませんで、確かに、区域外について今回は、霧島市の条例からはなくしますけれども、それはなくするというのであって、区域外の方を市民と同じ100円にしますというのはどこにも書かないわけですので、私どもの見解としては、区域外のごみ、特に、災害廃棄物等々につきましては、例えばこの相互支援協定を結んでいる始良市、伊佐市、さつま町、湧水町、伊佐北始良環境管理組合との間では、今宮内委員もおっしゃいました第7条の費用負担の中で、改めてそのとき協議をすると。協議をして、実費相当額をいただきますよということを上げているわけですので、ちょっと説明の仕方が御納得いただけないかもしれませんが、私どもの立場としては、そのように考えているところです。

○委員（宮内 博君）

実績をお聞きいたしましたけれど、令和3年度実績で区域外からの持込みはないということでしたよね。がゆえに条例上書く必要がないということなのかですね。それではなくて、そういうその10kg300円というふうに書いてあるのが一つのハードルになるということ、それを書かないことによって、持込みが可能になると私はとらえているわけですね。それはなぜかという、未来館の議論のときの議論が一つ背景にあるわけです。未来館では、ほかのところからのごみ処理場から持

ち込む数量と金額まで書いてるわけですよ。未来館の計画を見てください。そしてその上でいわゆる協定書が結ばれているという背景があるので、この協定書の中には、霧島市は未来館から抜けるけれど、協定書の中にはしっかりと、霧島市も加わって、同じようなごみ処理を広域化でやりましょうというような読み取りができる内容になっているものだから、そこを申し上げてるわけなんです。いや自区内処理が原則なんだと。なぜこの協定書あるんですかという話ですけど、これは緊急避難的に何か事があったときに、受け入れることができるような、そういう中身のものなんだということなんですけど。ただ事務的にはその区域外処理300円だったのを今度なくすわけですので、どうも広域化の方向に動いているというのを感じるわけです。というのは一つ背景があって、始良市のごみ処理場がもう満杯なんですよね。それで修理もおぼつかないと、止めるわけにいけないんだから。それでいわゆる改修計画を持ってたけれど、市庁舎のほうの建設を優先するという財政事情があって、この大改修計画を先送りしてるんですよ。だから隣のことで、最も近いところの処理場というのはどこかという、清掃センターになってくるわけですよ。そういう背景が裏では動いてるというのを、実際に見て聞いているものですから、だから、それに合わせたような形で、この改定が行われているのではないのかというのを一つは危惧してるわけです。いや、それは自区内処理だから、ないですよと言えどもそれまででいいけれど、しかし法律的な規定っていうのは、かなり緩いものだと。環境省だって、広域処理というのを今は推奨してるわけですよ。そういう背景があるから申し上げてるわけですけど。その辺の背景から含めて、お尋ねしてるわけです。

○環境衛生課長（末松正純君）

委員からは以前からそういった趣旨のことはいろいろと御質問いただいているので言いたいことは非常に理解しているつもりです。ただ、私どもが、今の現施設、又は新しくできるクリーンセンターにおいて、他市から恒常的に日常的にごみを受け入れるということは全く想定してない。それは、霧島市の人口とか、排出量とか、そういったものをベースに、新施設においては140tという規模を算出してますので、受けようと思っても、それをずっと長いこと続けて受け続けるということは、物理的にはできないというところがあります。ただ、いろんな災害であるとか、若しくは今言われたように、始良市がいつばいいばいいの状態、その状態で基幹改良に入って、長期間、1炉停止したりとかっていう状況になると物理的にやっぱり処理ができないので、そういうときには、助けてもらえないでしょうかというような、事務レベルでの担当者レベルでのこういう確認みたいのは来ております。ただ、今のうちの清掃センターはそれができるほどゆとりはありませんし、逆に、未来館においては、霧島市が脱退することによって、そういったようなゆとりができるので、伊佐北始良環境管理組合と始良市の間では、そういう基幹改良中の協力体制というのは、話がされているというふうには聞いております。ただ、本市において、それを恒常的に受け入れるという、そういうつもりはございません。

○市民環境部長（本村成明君）

答弁が長くなって大変恐縮なんですけども一言言わせてください。先ほど令和3年度実績はないということであつたんですけども、実はその前年度、令和2年度には、人吉の豪雨災害で、人吉から災害廃棄物を受け入れております。このときは、当時は300円の条例が生きておりましたので、単価を300円でいただけてるんですけども、担当のお話を聞きますと、この金額は、非常に高い料金設定だと。他自治体に比べて。ということもあるそうです。あとこの間、議案質疑の中で、課長も申し上げましたけれども、この区域外ごみの条例があることによって、あらぬ誤解を受けて、霧島市は、区域外からも受け入れてくれるんだといったような問合せが来るという非常に困った状況もあるというようなこともございます。さらに加えて、私もこの区域外のごみ処理手数料条例の中に全国でこういう規定があるのかどうか、よく調べてみましたけれども、ほとんどありませんでした。もうどんなに検索をしてもこの区域外でのごみ処理手数料という設定をしているところが見当たらないという状況もございました。

○委員（仮屋国治君）

ちょっと私の話はレベルが下がりますけど、今まで、ごみを持ち込んだときに、家庭ごみですかと言われると、「はい」といってとおっていたんですよね。僕はしませんけれども。例えば、だから自治体以外の方が持ってこられて、お住いどちらですか。国分としてもとおるわけですけども、その辺のところはちょっとアバウトな感じで受け止めていらっしゃるんですか。

○環境衛生課長（末松正純君）

委員がおっしゃられたことも、非常に現場では問題になっております。ですので今回の改正とあわせて、やはり、区域外からの持込み若しくは事業系家庭系の確認っていうんですかね。そういったことをきちっとしていく必要があるなというふうに考えております。4月からマットレスもそうなんですけれども、例えば、いろんな業者さんが引き取ってきたものを、まとめてどんと持ってくるケースとか、量なんかもそうなんですけど、事業系なのか、家庭系なのか非常に曖昧な状況で搬入されているという実態がありますので、まず区域内の人であるかどうかというのは、免許証の提示による確認を4月1日から始めようとしています。自治体によっては、用紙に記入させて、1回1回やってるところもあったり、そういういろんなやり方があるわけなんですけど、私どもとしては、免許証の確認をして、本当の区域内に住んでらっしゃる方かどうかは確認したい。それから、事業系であるか家庭系であるかについても、本来産廃として処理されるようなものが持ち込まれてないかということについても、現場での聞き取り等をきちっとやって、できるだけそういったものが搬入されないような環境をつくっていかうというふうに考えております。

○委員（宮内 博君）

人吉から災害ごみを受け入れていたというのは、それは報告も受けておりますので承知してはるんですけど、ただ先ほどの協定書に戻りますが、実際さつま町のほうの炉もかなり老朽化しているというのがありますよね。始良市では処理量がふえて限界に近い状況だということなので、その受皿になりうるような協定書になってるわけですよ、協定書そのものを見るとですね。そういうふうな状況に陥ったときは受けることができるというふうに記述がありますので、だから、そういうときに受け入れるのは、部長答弁で言えば、雑入として受け入れるということなんですよ。それで、だけど、今回、市外からの持込みも同一料金にすることにするということですので、ただ、免許証確認をして区域内でなければ受け入れないというふうにしているわけですから。ただ例外規定としていわゆる相互支援協定書の中に盛り込まれているのは、例外規定として、処理能力を超えたごみが、例えば始良市のほうに搬入されたときに、受け入れることができないのは第一義的には未来館のほうに持っていかうということになるんですけども、未来館だって当然限界がある話。人員体制も含めて。ということになるわけですけども、そういうときはその協定書を結んでいる自治体として、受け入れることができるということが解釈できるんですけど、そういうふうに理解してよろしいんでしょうか。

○環境衛生課長（末松正純君）

協定では協力をし合うということをやっておりますので、どうしてもどこかに受け入れてもらわなければ、運営自体非常に困ってしまうようなことがあれば、受け入れるということにはなるかと思いますが、それも、私どもの施設の処理能力の範囲内ということになりますので当然ですね。なので、そこを何でもかんでも無理してっていうようなことには当然ならないと思います。それから、災害廃棄物の負担金といいますか、手数料っていう言葉もございましたが、そこを処理する場合のやり方については、ちょっと何種類かパターンがあるようです。多く用いられているはお互い協議しまして、実費がこのぐらい処理するのに、処理原価がかかっているから、このぐらいの金額でという協議をして、それを処理委託という形をとって、委託料として雑入で入ってくるというような形になるんでしょうか。ちょっと私もそういう経験がないもんですから詳しい事務がちょっと、そういうときになってみないとわからないんですが一般的には、そういうようなやり方でやられたり、災害で相手が困っているだろうから、例えば、今10kg80円というような単価設定、

本市設定していますけれども、鹿児島市はそういったような設定しているごみ処理手数料の単価を用いて、災害だからということで、人吉のごみを受けたということは聞いておりますので、それぞれの自治体がそれぞれのやり方、相手がどういうふうに困っている状況なのかという、そこら辺もいろいろと考えて当然、地域に住んでいらっしゃる方が、その施設の運営については、いろいろな感じをお持ちですので、何でもかんでもということではなくて、持ち込む理由というか相手の置かれた立場というか状況というか、そういうのも考えながら、協議の上に、やり方を設定されていくんだというふうに考えております。

○委員長（宮田竜二君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですのでこれで139号に対する質疑を終わります。続きまして、スポーツ文化振興課関連の議案101号につきまして、質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（仮屋国治君）

霧島弓道場、70円を90円に改定ということになつとるんですけども、原則でいくと100円未満は100円という決まりだったと思うんですが、その辺のところはどのように考えていらっしゃいますか。

○市民活動推進課国際交流グループ主任主事（有菌宏樹君）

今、委員がおっしゃられたとおり原則としまして、上限を現行料金の120%、下限を現行料金の80%としているところですが、ただし、現行料金が100円未満のものに限り、改定増減率120%の対象外としまして、改定後の料金の上限を100円と全庁的にしているところでございます。

○委員（仮屋国治君）

だから100円を上限とすればいいということなんだけど、あえて90円としてるわけですね。全体見てもここだけなんだけれども、特殊要因があるのかどうか。

○スポーツ・文化振興課主幹（中島大輔君）

コスト計算の結果、霧島の弓道場については88円ということで、100円に到達しないということで90円という設定になっております。

○委員（仮屋国治君）

大したことではないかもしれないけど、この際統一する中で、最低料金が100に持っていけばいいんじゃないのかなというふうにふと思ったもんですからね、もっと低いところも、20のところも100円にしてるところもあるわけですよ。コスト計算をしたからそういうことになるということでしょうけれども、善意ということで受け止めておきます。

○委員（宮内 博君）

これ総務部長のほうにお尋ねをしたんですけど、今回の使用料の改定は、いわゆる市民の健康維持などにも大いに貢献をするこういうスポーツ施設等の使用料、3年に1度の改定だということで、今回改定をするということで、説明を受けているわけですけど、本会議の中でも指摘をさせていただいたんですが、もう40年ぶりの物価高騰というのが、直接、市民に様々な影響を及ぼしている中にあります。同時にコロナ禍ということで、かねての状況と違う中で、3年目を迎えたということの議論と、こういう施設を利用する方たちのいわゆる少しでも健康でありたいという、そういう取組の一つは抑制をするというようなことにもつながりかねない問題でもあるわけですけども、そういうことについて、今回の使用料改定に当たってスポーツ文化施設のこういう利用については、どのような議論をしたのかということについてお聞きをしていきたい。

○市民環境部長（本村成明君）

総務部長から多分詳しく説明があったのではないかなと思うんですが、蛇足になるかもしれませんが、今回の改定に当たりまして、本市では、部長級によります両副市長がトップの検討会の議論があったところでございます。特に今、宮内委員からございました、現下の情勢を鑑みたところの、本当に、今このようにいろんな、物価高、それから原油価格高騰、いろんなものがある中で、

市民生活に密着するこういう使用料でそれを上げますかと言ったような議論もしたところでございます。最終的には当然、市長が判断したわけですが、私どもが最終的な結論に至ったのは、そういう支援策ですね。今回の議会でもいろいろと打ち出しているところですが、支援策は支援策でしっかりやりましょうと。国からのものもございます。ただし、受益者負担の原則、これに基づいて3年に1回ずつ見直しをしてきておりますので、そのことはきっちりと、ここには公平性という大きな問題もあるわけです。使用料手数料の大原則がありますけれども、その施設をお使いになる方とお使いにならない方、手数料ではそのサービスを受ける方と受けない方、それらの皆さん、市民同士の間不公平感があってもいけないといったようなこともございますので、財政課長も全協で説明したと思いますけれども、受益者負担の原則に立って、通常この3年に1回の見直しはしましようということで、結論に至ったところでございます。

○委員長（宮田竜二君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、101号として終わります。続きまして102号の質疑をお願いします。

○委員（宮内 博君）

議案102号は、子育て世代の方々が利用するということが多いのかなというふうに思うんですけど、児童体育館というふうになってますので。それで現在の利用状況と利用されている世代などはどんな状況なのかを御説明ください。

○スポーツ・文化振興課長（久木田勇君）

利用状況につきましてですけども、小学校のクラブ活動、そういうところの利用が多いんですが、一般の方も卓球ですとか、そういう地域の方を中心に、健康づくりされて、利用している状況でございます。

○委員（宮内 博君）

その利用料の改定によって、いかほどの負担増になるんですか。

○スポーツ・文化振興課長（久木田勇君）

児童体育館の影響額につきましては、概算で年間9万5,000円を見込んでいるところでございます。

○委員（宮内 博君）

利用人数はどれぐらいなんですか。その中に減免されている方も当然いらっしゃると思うんですけどその辺のこともちょっと紹介してください。

○スポーツ・文化振興課長（久木田勇君）

本日の委員会の追加資料の3ページを御覧になってください。令和3年度実績で申しますと、利用件数、利用者数がそれぞれ、総数で1,103件、利用者数2万433人という状況になっております。

○スポーツ・文化振興課主幹（中島大輔君）

今児童体育館だけの減免額が手元にございませぬ。海浜公園等を含めて指定管理全体での減免額というのは、令和3年度で46万円程度。令和2年で18万円程度というところで、すいません詳細がないところなんですけれども全体的な額で報告させていただきます。

○委員長（宮田竜二君）

今、全体的な指定管理者の額でいきましたけど、個別が必要ですか。個別では出てきますか。

○スポーツ・文化振興課主幹（中島大輔君）

後もって報告させていただきたいと思います[30ページに答弁あり]。

○委員長（宮田竜二君）

102号、後でそのデータをいただくということで次に行きます。続きまして議案第110号につきまして質疑をお願いします。110号ありませんか。

○委員（宮内 博君）

ホールの使用料については今回値下げということなんですけど、リハーサル室の2階集会室という

のが約20%値上げになってるわけですね。それで、この利用状況は資料にあるんですかね。まだ十分目通しができてないんですけど、御説明ください。

○スポーツ・文化振興課長（久木田勇君）

国分中央地区共同利用施設に2階集会室の利用状況については、手元に資料がございませんので、また後ほど報告をさせていただきます[30ページに答弁あり]。

○委員長（宮田竜二君）

ほかありませんか。これも後ほど聞きます。議案145号の質疑をお願いします。

○委員（宮内 博君）

議事進行が早いもんですから、ついていけないですよ。もうちょっとゆっくりしてもらえませんか。委員長は、委員長は楽なんでしょうけど、ついていくのは大変ですので、午後からはぜひ御配慮方をお願いします。

○委員長（宮田竜二君）

わかりました。

○委員（宮内 博君）

145号は、麓山福地公園なんですけれど、全て値上げということになるかなと思いますけど、この利用実績等について、そして負担増についてお聞きします。

○スポーツ・文化振興課長（久木田勇君）

春山緑地公園でございます。御手元に配付しております、追加資料の4ページの真ん中に春山緑地公園利用状況ということで、一覧表がございます。令和3年度実績、総数178件、利用者数3万9,287人となっているところです。影響額につきましては、概算見込みで4万5,000円の増を見込んでいるところでございます。

○委員（宮内 博君）

これもその減免の措置がなされてるというふうに思うんですけど、人数からいくと。その辺は、わかりますか。

○スポーツ・文化振興課主幹（中島大輔君）

申し訳ございません。後ほど報告させていただきたいと思います[29ページに答弁あり]。

○委員長（宮田竜二君）

先ほど減免の実績については一覧表でもらったほうがいいですかね。しばらく休憩します。

「休憩 午前11時55分」

「再開 午後1時00分」

○委員長（宮田竜二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。先ほど、議案第145号の途中まででした。質疑ありますでしょうか。

○市民環境部長（本村成明君）

先ほどから、何度となく出てきております。影響額の関係でございます。減免とのことで、少しやりとりを午前中させていただきました。すいませんちょっと私の説明が不足しております。先ほどからお答えしている影響額の計算につきましては、利用者数は含めておりませんでした。あたかも利用者数まで入れた形で計算したかのように申し上げてしまいましたけれども、まずそこを訂正させていただきます。計算式は、令和3年度実績の利用料金、令和3年度実績の決算額になります。利用料金に今回の増減率、ふえているところはふえているところ、減じるところは減じるところで、掛け算をして出した数字が、来年4月1日施行の新しい改定案に基づきますところの数字と、その差について、これだけふえますこれだけ減りますということで、答弁をしておりましたので、そのところをすいません、整理をさせていただきました。あとこの後、午前中お尋ねがありまして、

保留させていただきました件について、スポーツ文化振興課のほうからお答えをさせていただきます。

○スポーツ・文化振興課主幹（中島大輔君）

午前中ありました国分児童体育館の減免関係の数字を申し上げます。まず減免人数8,435人。減免額2万2,410円になります。春山のほうが減免人数が2万5,309人です。減免額が12万1,030円になります。

○委員長（宮田竜二君）

まだ145号の途中です。質疑ありませんか。

○委員（前島広紀君）

資料の4ページ春山緑地公園、例えば令和3年の利用者数の総数が3万9,287人ってなってるんですけども、野球とその他足して、数字が合わないんですが、これはどういうことですか。

○スポーツ・文化振興課長（久木田勇君）

今回追加資料を出している春山緑地公園の利用状況でございます。あそこが野球、それからソフトボールがメインとなっております。今回の資料につきましては使用料改定にソフトボールは据置きということで、このソフトボールの件数と利用者数については、ここには掲載していないということで今委員から御指摘のあった総数でしたり件数が合わないところでございます。

○委員（前島広紀君）

ちなみに、ソフトボールの人数は幾らですか。

○スポーツ・文化振興課主幹（中島大輔君）

ソフトボールの人数を申し上げます。ソフトボールが、利用者が2万5,930人、件数は71件です。令和3年の実績でございます。

○委員長（宮田竜二君）

145号、ほかにないでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので145号の質疑を終わります。続きまして議案118号、質疑をお願いします。

○委員（宮内 博君）

これも同じように、利用人数と影響額、減免額をお示してください。

○溝辺総合支所長兼溝辺総合支所地域振興課長（堂平幸司君）

令和2年度が、利用人数が、1万8,896人、減免者数が6,862人、減免額が29万5,700円。令和3年度は、利用人数が2万1,036人、減免者数が6,922人、減免額が32万8,000円でございます。

○委員（宮内 博君）

影響額についてもお願いします。

○溝辺総合支所長兼溝辺総合支所地域振興課長（堂平幸司君）

部長答弁でもございましたように、影響額が、部長の口述にも書いてあります62万2,160円でございます。

○委員長（宮田竜二君）

ほかありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので118号の質疑を終わります。続きまして、議案第104号の質疑をお願いいたします。

○委員（宮内 博君）

同じように利用人数と、影響額と減免について、それをお示してください。

○福山総合支所長兼福山総合支所地域振興課長（山元幸治君）

令和3年度の利用人数は、大廻体育館704人、福地体育館447人、福沢地区体育館30人、佳例川区体育館698人、比曾木野地区体育館26人で、大廻地区だけが料金のほうが入っている状況で、あとの分については、全て減免です。

○委員（宮内 博君）

大廻地区の体育館のみが減免の対象ではないということですけど、あとは減免だということですが、具体的には、その人数的にどうなるわけですか、報告では、704人と令和3年度の実績で示されておりますけれど。

○福山総合支所長兼福山総合支所地域振興課長（山元幸治君）

大廻地区体育館で、料金が発生したのが、ほかに2団体あります。陸上自衛隊の国分駐屯地のほうで、銃剣道で借りたのが、20人で25件申請がありました。その分の料金が入った分で、残りの分につきましては、減免対象です。

○委員長（宮田竜二君）

104号につきまして、ほかにありませんか。

○委員長（宮田竜二君）

ないようですので、104号の質疑を終わります。続きまして議案第119号の質疑をお願いします。

○委員（宮内 博君）

中央地区多目的研修施設の実績は資料があるんですかね。体育館はあるけどこれは多目的研修施設ですよ。ちょっと説明してください。

○福山総合支所長兼福山総合支所地域振興課長（山元幸治君）

中央地区多目的研修施設を今回削除したわけですけど、合併後から全く利用実績がなく、会議室としての有効活用が見込めないため、今回、削除という形になりました。

○委員（宮内 博君）

体育館についてはこの報告で令和3年度実績852人ということになってますけど、これは、全て減免対象ということで理解していいんですか。

○福山総合支所長兼福山総合支所地域振興課長（山元幸治君）

体育館の使用料は、実績が55件、5万5,000円。減免はここはありませんでした。

○委員（松枝正浩君）

福山の体育館についてお伺いをいたしますけれども、資料の4ページの人数なんですけれども、令和元年度からして、2年度3年度とかなりな、人数の落ち込みがあるんですけれども、この辺の落ち込みがどのような状況でこのようになっているのかというのをお示しいただけますでしょうか。

○福山総合支所長兼福山総合支所地域振興課長（山元幸治君）

利用状況の落ち込みについては、やはり、コロナウイルスの関係で使用頻度が減ったと思われます。

○委員長（宮田竜二君）

ほかに119号についてありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、119号の質疑を終わります。

○スポーツ・文化振興課主幹（中島大輔君）

議案第110号霧島市民会館に関し、2階集会場の人数を報告させていただきます。令和3年度の2階集会室の利用者数は1,822人になります。

○委員長（宮田竜二君）

それでは、ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時15分」

「再開 午後 1時19分」

△ 議案第95号 霧島市手数料条例の一部改正について

△ 議案第109号 霧島市印鑑条例の一部改正について

○委員長（宮田竜二君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。次に、手数料関連の議案第95号及び109号について審査します。執行部の説明を求めます。

○市民環境部長（本村成明君）

まず、議案第95号霧島市手数料条例の一部改正について説明します。議案集の16ページ、新旧対照表の12ページをお開きください。今回の改正は、複数の部署の所管事項を含んでいますが、改正の内容が市民課の比重が大きいため、市民環境部で一括して説明します。議案集17ページの改正理由を御覧ください。受益者負担の適正化を図るため、額等の見直しを行うとともに、令和6年1月1日以降、霧島市民カードを廃止すること等から本条例の所要の改正をしようとするものです。新旧対照表の12ページを御覧ください。対照表のとおり、記載の手数料について200円を300円に引き上げることとしました。これは、他市の状況等を踏まえ、コスト再算定により見直しを実施するという方針のもと、それぞれの手数料について職員の人件費、証明書発行等に係る実費等を算出したところ、100円の引き上げが妥当という結論に至ったものです。次に、15ページを御覧ください。第2条は、自動交付機及びその利用に必要な市民カードを廃止するため、その交付手数料等の項目を削除しようとするものです。なお、自動交付機の廃止等に関する内容は、議案第109号霧島市印鑑条例の一部改正についての説明で詳しく触れます。次に、議案集の16ページ附則の項を御覧ください。金額の改定は令和5年4月1日から施行し、市民カードの交付手数料の削除は、自動交付機を廃止した直後の令和6年1月1日から施行します。また、現在、マイナンバーカード所有者はコンビニエンスストアでも住民票等の証明書をとることができますが、より一層マイナンバーカードの取得を促進するため、住民票等については1年間に限って、手数料を据え置くこととする経過措置も規定しています。次に、議案第109号霧島市印鑑条例の一部改正について説明します。議案集は47ページ、新旧対照表は35ページをお開きください。議案集48ページの改正理由を御覧ください。自動交付機の運用廃止に伴い、霧島市民カードに関する条例を廃止するとともに、個人番号カードを印鑑登録証明書の交付時に、印鑑登録証の代わりとして利用できるようにするため、本条例の所要の改正をしようとするものです。市民課の窓口前に設置している自動交付機は、旧国分市で平成9年1月に設置され、現在までリース契約を更新しながら運用してまいりましたが、現契約相手方から、新たな後継の機器の製造が行われなくなるとともに、現在の機器の故障時対応も現契約期間満了後の令和6年1月1日以降はできなくなる旨の連絡がありました。新旧対照表の35ページを御覧ください。そのため、条文中の市民カードに関する事項を削除するほか、第17条第1項には、印鑑証明書の交付申請を行う際、市民カードの代わりにマイナンバーカードを添えることができることを新たに規定しています。また、旧の第18条第1項には自動交付機を規定していましたので、この項を削除するとともに、第2項を新の第17条第3項に規定し直しています。議案集の48ページの附則の項を御覧ください。まず、この条例改正は自動交付機廃止後の令和6年1月1日から施行しますが、市民の利便性向上のため、マイナンバーカードを印鑑登録証又は市民カードの代わりに利用できる規定等は、来年1月1日から施行します。次に第2項では霧島市民カードに関する条例廃止を、第3項では旧条例の規定に基づき交付を受けている登録証でも、印鑑登録証明書を交付が可能であることを規定しています。以上で説明を終わります。よろしく御審査いただきますようお願いいたします。

○委員長（宮田竜二君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。まず、議案第95号の質疑をお願いします。

○委員（松枝正浩君）

今、部長のほうがお口述されました中で、この100円の値上げの部分で、全てにおいて100円値上げがされているという状況ではありますけれども、口述にありました、他市の状況等を踏まえとい

うことでありますけれども、こういった市を参考にされたのか、そしてまた、100円が妥当だったというところの検証をどのようにされて100円というふうに決められたのか、お示してください。

○市民環境部長（本村成明君）

300円に、100円引上げた根拠でございます。他市とししましては、県内では鹿児島市、それから、隣県の他市であります都城市、延岡市、それから同じく隣県の熊本県八代市が既に手数料300円としておりましたので、これらを、ほかの市町村の状況としてはこれらを参考といたしました。それから、100円引き上げる算定根拠を少し御紹介申し上げます。口述でも申し上げましたけれども、手数料につきましては、サービスをする職員が当然そこにかかりますので、職員1人当たりの人件費の1分単価、それから証明書発行に係る消耗品の1枚単価、それから、例えば市民課であればいろんなシステムをもう使っておりますので、そのシステム使用料の1分単価、これに証明書発行にかかる時間を掛け算しまして、例えば住民票でありますと、最終的な数字が250円を超えましたので、今までの200円を、100円引き上げて、300円にするということで、結論を出したところでございます。

○委員（宮内 博君）

コストは250円を超えたということで、今説明があったんですけどそれは、資料として示していただくことができますか。

○市民環境部長（本村成明君）

ちょっと私の一存だけで、この資料をお示ししていますということはお答えできませんので、後ほどまた、財政課とも協議をして、総務部と協議をして、回答させていただきたいと思っております。

○委員（宮内 博君）

それはなぜかという、先ほど部長口述の中で、今回の引上げについて、コスト採算性を考えて計算をしたという説明があったからなわけです。その一つの根拠になるのが今、紹介をされた部分なのかなとそういうふうに思ったわけです。それで、そういうことから当然私どもに説明責任がありますので、そこはきちんと議会にも示してもらいたいということを求めておりますから、ぜひ、そのところ、御配慮をいただくようお願いをしたいというふうに思います。それから住民票をとったり、印鑑証明をとったり、所得証明をとったりと、一般市民の皆さんにとって市役所とのかかわりが、あるといえはそうそういうことを求められたときに、行ったり、あるいはその確定申告のことなどで、相談に行ったりというようなことでだろうと思うんですけど、非常にかかわりが大きいわけですね。住民票を取った印鑑証明とったりっていうのは、そういう意味では。それで、件数を関連の情報として示していただいているんですけど、やっぱり一番多いのが住民票、7万2,228件ということでありまして、これだけでも800万円ぐらい。700万円以上の市民負担になるわけですね。だから、今鹿児島市を除いて、他県の状況等の御説明をいただきましたけれど、県内19市の中で今実施してるのは鹿児島市だけだということですよ。ですから、当然そういう意味では、鹿児島市は60万人の人口を抱える都市でありますので、政令指定都市でもあればあるわけですし、そういうことでは、やはり、もう少し考える必要があったんじゃないのかなというふうに思うんですけど、そこら辺をもう少し説明をしていただいけませんか。市民の感覚からすると、そんなにコストがかかるのかと、例えば紙代が、住民票とるのに1枚1円もしないだろうというふうに思うんですけど、あと人件費は上がってないですよ。この間20何年間。大きく上がったというようなことは、報告をされてないわけでありましてですね。今御説明にあったその、システムの使用料なんというのはなかなか目に見えませんが、わからないわけですけど、その辺をもう少し、説明してください。

○市民環境部長（本村成明君）

まず一番最後にお尋ねのあったところからいきたいと思っております。この市職員の先ほど1人当たりの1分単価を申し上げましたけれども、このベースは決算統計の数字ですので、今、宮内委員がおっしゃったとおり、この間、そんなに劇的に人件費が上がったということにはならないだろうと思

います。私も全く宮内委員がおっしゃったのと同じような疑問を持ちまして、前回の手数料の計算はどうだったのかなということで、調べさせました。一番、私が例にとって説明をしましたもので申し上げますと、今言われたシステム使用料、ここが少し影響しておりました。この数字が上がっていったので、前回と比較すると、計算式に入れますと、そのことが明らかになったところです。それと、他自治体のこととございます。ここを議論していきますと、全国的に類団はどうか、そういったような話をしないといけなくなります。おっしゃるとおり、鹿児島市はもう全然、自治体の規模が違うわけで都城市よりもまた、霧島市はちょっと規模的には小さい市ということは十分承知をしてるんですが、全国的には、正確なデータを今ここに持っておりませんが、既に手数料は300円というところが、霧島市ぐらいの財政規模の団体でいけば、多いということはもうわかっておりますので、いろんな協議をする中で、やはり、鹿児島市に次ぐ県下第二の都市ということもありますので、300円が妥当であろうというふう結論を出したということです。

○委員（宮内 博君）

先ほどそのコスト採算性の関係ではじき出した数字ですね。それは、部長一人では決められないということですが、この委員会開会中に出してもらわないと、判断ができないわけですが、それはそういうことでお考えになってるという理解でよろしいんですか。

○市民活動推進課市民環境政策・国際交流グループ主事（有菌宏樹君）

今、全庁的な担当課である財政課のほうで、どのような資料が出せるか、出せるかどうかというところまで検討しておりますので、お待ちください。

○委員長（宮田竜二君）

本日、これは、出せるか出せないかが分かると。出せたら今日出すということでもいいですか。

○市民活動推進課市民環境政策・国際交流グループ主事（有菌宏樹君）

そこも含めて確認をいたします。

○委員（宮内 博君）

19市の中で鹿児島市は既に300円ということですが、ほかの薩摩川内市、鹿屋市等を含めた市でも、今度の12月議会にそういう動きをしているという理解でいいんですか。

○市民環境部長（本村成明君）

申し訳ございません。他市の12月議会への条例改正の提案状況を把握はしておりません。

○委員（宮内 博君）

300円に上げているところは調べたけど、ほかのところは上げるかどうかは調べなかったってことですよ。わかりやすく言うと。それで結局はもともとの最初に使用料、手数料等の値上げのところの部分で議論をした、本当にその市民生活を第一に考えるということが今求められているんじゃないかということが、最もその市役所に用事があるときに市民が出かける、そして市役所の存在を知ることができる機会、そういう時の手数料を1.5倍値上げするのかもしれないことだろうと思うんですよ。その辺は、非常にほかのもちろん使用料の引上げも、市民負担の強化につながる問題であります。体育館の施設を利用する人としない人との不平等を生じちゃならないかというのは、そういう施設の場合は起こり得る話だろうと。平等性ということから考えると。利用しない人は、払わなくてもいいんだみたいなことになっちゃうわけですので。この印鑑証明とか住民票とかですよ、いわゆる行政の様々な手続のために必要不可欠なものということになるわけですが、そこをきき上げるときにはより慎重でなければいけないというふうに思うんですけど、そこら辺の議論の経過をお願いします。

○市民環境部長（本村成明君）

おっしゃるとおり、住民票を取得する、一番市役所に市民が足を運ばれる確率の高い用事の一つだろうというふうには思います。それで、使用料とは別だといったような議論を今、宮内委員がされたんですが、私は、先ほどの答弁の中では、手数料も含めて、先ほどもごみ処理手数料もありましたので、手数料も含めて答弁をしたつもりでしたけれども、施設を使う使わないだけではなくて、

手数料というのは、今度は職員が関わる、サービスを受けるわけですね。ですのでそこにも当然のことながら、サービスを受けられる方、受けられない方、そこにかかるコストが当然違ってきますので、その公平性を保つためにも、適正な手数料を受益者で御負担をいただくというのは、これも大原則だと。そして、その額の在り方について、先ほどから申し上げているように、コスト計算に基づいて、100円の引上げが妥当だという考え方に至りましたので、今回の条例改正案を提案させていただいているところでございます。

○委員（宮内 博君）

通常の使用料とこういう印鑑証明とか住民票とかの引上げは、引上げの重みが違うという話なんですよね。違いは当然ありますけれども、市民の皆さんの利用頻度が高い、そして必要を迫られて出さなければいけない、申請書類が受理されないという、そういう性格のもので、やはり、そのところ重みはやっぱり、どれほど違うのかっていうのを考えてもらいたいということから申し上げたことですので、誤解のないようにしていただきたいというふうに思います。それで実際、令和3年度の住民票の実績を見ますと、7万1,000件ということでありますので、60%近いですよね。市民の利用率というのは、だからもう半数を十分に超えている数字になるわけですので、そういう意味では、多くの市民が利用せざるを得ない環境下で生活をしているということですが、そういう意味で申し上げたということを理解していただきたいと思います。

○市民環境部長（本村成明君）

そこは十分に理解をしているつもりです。それともう一つ、ちょっと言い忘れましたけれども、ただいま宮内委員が力説をされましたような事情がございますので、先ほど最初の中でも申し上げましたように、マイナンバーカードお持ちの方は、コンビニでも取れますということをPRをしながら、1年間ですけれども、1年間の間は、まだ猶予期間があつて、令和5年度は、コンビニエンスストアに行けば、窓口では300円かかるところがまだ200円で済みますので、そのことを強くアピールをしていきたいというふうに考えています。

○委員長（宮田竜二君）

ほかありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、95号につきましては、質疑を終わります。続きまして109号の質疑をお願いします。

○副委員長（今吉直樹君）

自動交付機の利用実績についてお伺いしたいんですけど。例えば令和2年度、令和3年度の交付の件数を教えてください。

○市民課長（鮫島真奈美君）

自動交付機の実績は、令和3年度が1万1,899件になります。全体の7%程度でございます。令和2年度の実績が、1万4,600件でございます。

○副委員長（今吉直樹君）

10%以下、7%程度の方々がこの交付機を使っているということで、今後そこが使えなくなってコンビニのほうに回っていただいたり、直接窓口にお越しいただいたりということになると思うんですけどその周知方法、どのようなことを今、お考えなのか教えてください。

○市民課長（鮫島真奈美君）

今マイナンバーカードの交付をどんどん進めているのですが、マイナンバーカードの交付時にもこういったコンビニでマイナンバーカードを使えるようになりますとかいう御説明をしたり、あとまたホームページでも掲載しておりますし、また今後広報等でもお知らせをしてみたいと思います。

○委員（宮内 博君）

この条例改正は、今、部長のほうからも説明があつたように、マイナンバーカードを普及するた

めの、促進のための条例というということですよ。ただ、そのマイナンバーカードそのものを持っていない人にも、当然、印鑑登録証明書の発行が担保できる。そういう措置はとっていくということになるわけですが、ですから、マイナンバーカードを持っているかどうかにかかわらず、当然、証明書を発行できるということになるわけですから、そのカードを持っているがゆえの利便性といいますか。そこについては、ほとんど持ってない人と変わらないということではないかと思うんですね。実際上本会議でも前川原議員のほうから、この関係について質疑をさせていただいたところなんですけども、部長答弁の中でも、登録をちゃんとしさえすれば証明書を発行できるというようなことでありますので、そうまでしてマイナンバーカードを登録をする必要があるのかというのは、先ほど冒頭、この件については議論しましたので、繰り返しませんけれどもマイナンバーカードがもっているその危険性から考えると、あくまでも任意ですので、その任意をいかにくすぐるかということなんでしょうけども。登録に結びつけるのかということなんでしょうけれど。そのマイナンバーカードの有効性といいますか、印鑑登録証明書に限って議論をするとなれば、どういふふうに説明をされるのか。再度お聞きをしておきたい。

○市民環境部長（本村成明君）

議案質疑のところでも、困ったんですけれども、またもう1回、今困っているところです。なかなか、印鑑登録証明書の交付に限って申し上げますと、マイナンバーカードを持つことの優位性というのは、非常に答弁が苦しいところがございます。はっきり申し上げて。ただ、一つ言えますのは、今度から、今までは、印鑑登録証でないと印鑑登録証明はとれませんでしたが、マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカードでも印鑑登録証明書は交付が受けられるようになりますという優位性がございます。ですので、マイナンバーカードの優位性は、もう本会議でも申し上げましたように、その他のところではたくさんございますので、印鑑登録証明書の市役所での交付ということに限って申し上げますと、何ら変わりなく、そうしないといけないわけですので、何ら変わりなくサービスが提供、提供できるような体制を、仕組みづくりをしているということです。

○委員長（宮田竜二君）

ほかないですか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので109号に対する質疑を終わります。

○市民活動推進課市民環境政策・国際交流グループ主任主事（有菌宏樹君）

先ほどの手数料のコストの資料について、準備ができますとのことで、今準備していますのであとで配付します。

○委員長（宮田竜二君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時45分」

「再開 午後 1時47分」

△ 議案第108号 霧島市敷根清掃センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

△ 議案第148号 牧園横川クリーンステーションの設置及び管理に関する条例の制定について

○委員長（宮田竜二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、ごみ処理施設関連の議案第108号及び148号について審査します。執行部の説明を求めます。

○市民環境部長（本村成明君）

議案第108号霧島市敷根清掃センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について説明しま

す。議案集の46ページ、新旧対照表の34ページをお開きください。令和5年3月31日をもって、伊佐北始良環境管理組合を脱退するため、牧園、横川地区の区域で排出される廃棄物も、敷根清掃センターで処理しますので、所要の改正をしようとするものです。次に、議案第148号牧園横川クリーンステーション設置及び管理に関する条例の制定について説明します。議案集の127ページを御覧ください。これまで繰り返し説明してきましたとおり、牧園、横川地区の皆さんが一般廃棄物を直接搬入できる場所として、新たに牧園横川クリーンステーションを設置しようとするものです。以上で説明を終わります。詳細は環境衛生課長が説明しますのでよろしく御審査いただきますようお願いいたします。

○環境衛生課長（末松正純君）

議案第108号、霧島市敷根清掃センターの設置及び管理に関する条例の一部改正及び議案第148号、牧園横川クリーンステーションの設置及び管理に関する条例の制定について、ご説明いたします。議案集の46頁及び127頁から128頁、新旧対象表の34頁をご覧ください。議案第108号、霧島市敷根清掃センターの設置及び管理に関する条例の一部改正については、伊佐北始良環境管理組合から本市が脱退することに伴い、横川町及び牧園町を含む本市内全域で排出される一般廃棄物を敷根清掃センターで処理するため、第5条において区域の変更を行うとともに、搬入できる廃棄物の例外を同条ただし書きに規定しています。また、第7条第2項第1号で、清掃センターで処理できないものの搬入を制限しています。議案第148号、牧園横川クリーンステーションの設置及び管理に関する条例の制定については、同組合からの脱退に伴い、地域住民のごみの直接搬入に係る利便性を確保すること等を目的として制定するものです。第1条で設置、第2条で位置、第3条で定義を規定しており、第4条では搬入できる廃棄物を「横川町及び牧園町の区域で排出される一般廃棄物」と規定するとともに、ただし書きで市長が特別に認めるものについて搬入できることとしています。第5条では、一般廃棄物収集運搬許可業者の搬入や分別が適当でないなど施設の管理運営上支障がある一般廃棄物等に対する搬入の制限を規定しています。第6条では損害賠償を、第7条では委任についてそれぞれ規定しています。附則では、本条例の施行期日を令和5年4月1日としています。以上で説明を終わります。

○委員長（宮田竜二君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。まず、議案第108号から質疑をお願いします。

○委員（松枝正浩君）

それでは新旧対照表に基づきまして質疑いたします。まず、改正後の108号の34ページ、ただし、市長が特別に認めるものについてこの限りではないであります。この特別にという言葉が入っておりますけれどもこの辺はどういうものを意図としているのか、そしてまた、認めるものというものが、どのようなものであるのかお示してください。

○環境衛生課長（末松正純君）

これは、午前中ありましたけれど、いわゆる区域外からの搬入とか、そういったような災害廃棄物等が、本市に処理を求められた場合に、そういったものでも処理できるということを、そういう例外が発生する場合がやっぱりあり得ますので、本来はこれも繰り返し申し上げておりますけれども、自区域内処理ということで霧島市内から発生するものに処理は限定されるわけですが、そういったような事例について対応できるように、市長が特別に認めるものという規定が入っているということで、他の自治体においても、こういったような表現になっていると理解しております。

○委員（松枝正浩君）

あわせましてその下の清掃センターで処理できないものが混入しているときという記載がありますけれども、これは何を想定されているのかお示してください。

○環境衛生課長（四本 久君）

清掃センターで処理ができないものというのは、分別辞典等で例えばさんあ〜るもそうですし、

処理できないものというのがいろいろ記載されております。例えば、消火器であるとか、車のバッテリーであるとか、そういうものを想定してると。混入している場合には、受入れできないというような形でしております。

○委員（宮内 博君）

午前中も議論をさせていただいたんですけど、条例として、また出てきておりますので再度確認の意味でさせていただきたいと思っておりますけれど、先ほど松枝委員からもあったように、市長の例外規定ですね。これは、今いきている条例の中にはないわけですよ。来年4月1日から施行するものに、この部分がついてくるということになるんですけど、やっぱり私が気になるのはいわゆる協定書との関係ですよ。そこが重きを置かれてるように私は感じるんですけど、そういう協定書を結んでるということの一つの背景にしていると。いわゆる、市長が特別に認める場合ということですけど、あくまでも、先ほど答弁があったように区域内の処理は原則と。しかし例外がありますよと。協定書の中に盛り込まれているのはまさに例外規定ですよ。ですからそういうことを可能にするという中身になっているというふうに私は思うんですけど。いや、そうじゃないということですか。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（有満孝二君）

今のところについて少し説明をさせていただきます。第5条第1項ただし書を、第7条搬入の制限、同条第2項に第4号として新設しております。前の条項の中では途中の部分に、市長が特別に定めるものという部分も入ってる形になっておりますので、確認させていただきたいと思っております。

○委員（宮内 博君）

新旧対照表の中にそれが書かれてないもんだからですね。議案の件数は多いので、そこまで詳細に見ることができなかったっていうのもあるんですけども、そこでそういうふうに思ったんですけど、例外規定があるという、それがなければ、例えば人吉のほうで災害があったときのごみの受入れとかですね、そういうのはできなかったのかなというふうに思いますので、それはそういう言われてみればそうだろうと思うんですけど、先ほど申しあげましたその協定書との関係ですね、そのところについては、どうなのか。

○環境衛生課長（末松正純君）

これも午前中から繰り返し申し上げてきたことになりましたが、やはり、我々ごみを所管する立場としても、そういった他市からのごみの引受けというのは、これも積極的には当然やりたくない、当然処理すれば、それだけ薬剤費もかかったり油代もかかったり、いろいろ難しい問題もあつたりするものですから、あくまでもそういう考え方は、どこの自治体においても同じだと思います。そういう中で、施設をつくるに当たって伊佐北始良環境管理組合から脱退するという協議を続けてくる中で、そういう組合等、今まで一緒にやってきた構成自治体との関係性というの、いろいろ改良して、脱退したから後のことはもうお互い知らないとか、そういうことにならないように、これから何かあつたときも、こういう災害廃棄物の処理とか、そういったものは協力をしていきましょうということで、こういった協定を結んだらどうかという提案をそもそめた経緯がございます。その中で、また組合に残られる伊佐市とか湧水町は、その施設の処理の規模から考えて、いろんな広域的な連携っていいですか、そういうのを模索しておられて、始良市やさつま町との協力体制というのを模索していたところがございます。そういう中で、本市を含めて、一体的にこういう近隣の自治体で災害等があつたときに、こういう協定を結んでおけば、いろんな協力体制が構築できますねということで、協定を結ぶ方向に動いていたというふうに、私は理解をしております。なので、始良市とか、そういうところが困ってるから、基幹改良の間に、ごみ処理をお願いしますというような相談がありましても、基本的には未来館のほうで、余力があるので、どうぞというようなことになろうかと思います。こちらのほうから積極的に受け入れるということは、基本的には想定はしてない。ただ、本当に困ったときに、うちが受け入れなければ、今度は鹿児島市に持っていかなければいけないとか、まだ、遠方の県外に持っていかなければいけないとか、そういうことになればま

たそれはそれで非常にお困りでしょうから、内容、理由によっては、特にそういう災害が起こったときとかの協力体制によっては、協力できる範囲で協力していこうということでの、協定の締結ということでございます。

○委員（宮内 博君）

今、おっしゃるように、例外規定ですので、こっちが困ったときにお願いしなきゃいけない場合も当然ありうるだろうということですから、その辺の事情は分かるんですけども、私が危惧しているのは、本当に始良市のごみの焼却施設の状況というのは非常に窮しているというのが實際上、行政側の報告の中でも、それに近い表現がされてたりするものですから、それが特別の場合というのが日常的になってしまうということになると現実的にはごみの広域化ということにつながっていくということなんだろうと思うんですね。多額の税金を投入して、市民の税金を投入して施設を整備するんだけど、出来上がったらお隣のまちのごみも賄いましょうということになるのであれば十分そこには説明責任が伴ってくるというようなことから申し上げてるわけですけど。もう一つは今回のこの108号の条例の改正は、牧園横川地区のごみ処理を一本化するということでの条例なわけですね。それで、この議論もかなり、けんけんがくがく、議論をしてきた経過があります。同時に市民から各そういう声が出されたのではなくて、いわゆる行政主導型で進められたという経過があるんですけど、実際、牧園にセンターをつくって、そこに持ってきてもらって、そこから搬出するのにかかる経費が大体年間4,000万円ぐらいだというようなことがずっと繰り返し、言われてきていたんですけど、この条例をもう改定をして来年4月1日から始めようというふうにしているわけですから、当然、当初の費用負担の推計値と、現実には迫られている中で、出されてきている推計値っていうのは、ほぼ出てきているのではないのかなというふうに思うんですけど、その辺はどんなふうに、捉えたらよろしいんでしょうか。

○環境衛生課長（末松正純君）

経費の4,000万円というお話ですが、まずちょっとおさらいをちょっとしておきますが、4,000万円の内訳として、新たなごみの集積場、いわゆる、今回上程している、クリーンステーションの設置運営に係る経費を当初1,700万円と見込んでおりました。これが、今現在2,046万円ということで、契約をいたしております。これは、令和5年度、来年度の運営です。今年度は、契約だけして準備をしてもらうということで、ここに今年度中の支出はないわけですが、来年度2,046万円。それから、家庭系の一般廃棄物収集運搬の委託の増額が当然出てくるということで、これを当初約1,000万円というふうに見込んでおりました。この分については、まだ今ちょっと予算の査定中で、正式な数字が出てないわけですが、一千四、五百万円程度増額するのかなというふうに、見込んでおります。1,000万円から1500万円程度に増額する。あとそれと灰等がふえることによる処理委託の増額分を約1,300万円というふうに見込んでおりましたけれども、これについてはまた、今のところ、正確な数字というのはまだ算出しておりません。もともと新施設が出来た場合に、ガス化溶融炉からストーカー炉に変わるということで、主灰が出てくるということがありまして、その分を見込んで、1,300万円というふうに見出した経緯がありますので、この分は飛灰だけの処理ということになりますと、まだ少し若干減るのかなというふうに思っているんですけど、現在の時点ではそういうようなことで考えております。あと、土地の賃借料、これが税込みで年間132万円かかることになります。これは当初見込んでおり、数字には算出しておりませんでした。

○委員（宮内 博君）

概算でいたしますと、最大限予測されるという推計値を見てみると、当初4,000万円というのは4,700万円ぐらいですかね。運搬費用1,500万円というふうにした場合に。それで、もう全て収まるというような理解でよろしいんですか。

○環境衛生課長（末松正純君）

これは加えるべきかどうかというものはあるんですが許可業者に対する激変緩和の対策も何らか必要になるのかと。横川牧園地区で、一般廃棄物の収集運搬許可を持って営業されている方。三州

衛生公社なんかが該当するわけですが、こういった方々は、今まで敷根清掃センターに搬入をした経緯がありませんので、当然未来館に行く距離よりも、敷根のほうに持ってくるという距離が長くなるので、その辺を、何らかの補填が必要じゃないのかなということで、ちょっと予算の調整をいたしております。金額的には100万円いくかいかないか、そういうような程度だと思んですが、それを経過措置的に設ける方向で今、予算の調整をしています。

○委員（有村隆志君）

一応来年4月1日から運用を開始するということですので、それが具体的にどういう時間帯で。未来館のほうでは日曜日でも営業されたとか、そういうこともあったりするんで、そこら辺の今後運営方針とか状況はどのようになっていますか。

○環境衛生課衛生施設グループ長（四本 久君）

牧園横川クリーンステーションの運営についてという御質問でした。実際今現在未来館のほうは、委員おっしゃるように日曜日でも運営してるという状況ではございます。ただ私どもとしては、基本的に敷根清掃センターあるいはこちらの天降川リサイクルセンター、山崎還元センター、こちらのほうに集約をしていきたいというような考え方で、こちらのほうの運営時間に、合わせていきたいというふうに考えております。これにつきましては、10月に地域の方々向けに、回覧も行ってございまして、その中で平日は朝8時半からお昼12時まで、午後は13時から16時まで、土曜日につきましては、朝8時半から12時までというような形、いわゆる土曜日の午後と日曜日が休みというような形で運営していきますというような回覧をしたところでございます。そういうような運営をしていきたいというふうに考えております。

○委員（有村隆志君）

この周辺と言ったらば、溝辺も近くあるのかなと思って、そこら辺のエリアというのは検討されたかどうか。

○環境衛生課長（末松正純君）

そこら辺も、当然、いろいろと検討をしました。ただ、結果的には横川牧園地区のほうで排出されるごみということで一つ仕切り、区切りをさせていただくこととしたところです。というのが、いろんな区域を越えて搬入がありますと、こちらが想定している以上のごみが例えば集まってくる。そうなりますと、特にその燃えるごみとかが、もともとごみ処理施設として設置するわけではなくて、一時的な積み替え、受け取りをする場所ということであるので、やっぱり衛生的な問題とかいろいろございます。それで可燃ごみ対策としてどうするかというと、パッカー車をそこに置いて、もうそのパッカー車に直に投入してもらおうと。そうすることでそういう、生ごみを使えばいろんな汁が垂れたりとか、ごみが落ちたりとか、その残り香がしてとかいう問題があったりするので、それやはり、近くに家を構えてらっしゃる方も100m200mぐらいの距離にはいらっしゃるものですから、そういったところに御迷惑をかけないように、一定の制限はやっぱりしなきゃいけないだろうと。で、このエリアを広げてしまうと、そういったごみが大量に集まってくる状況になる。そうすればまたパッカー車を2台そろえなきゃいけないとかいうような問題も出てくるだろうなということで、ここは一定の制限というか、もともと横川牧園地区の方々のサービスを低下させないための措置ということで検討を始めた経緯がありますので、そういう対応をするということにしたところでございます。ただ、誤って持ってこられた場合には、次からは、お願いしますねということで、そのまま受け取らずに帰らせるとか、そういうようなことは考えておりません。

○委員長（宮田竜二君）

すいません、先ほど108号でやったんですけど148もちょっと関連があるので、もう一緒にしていいですかね。

〔「はい」と言う声あり〕

牧園横川クリーンステーションの設置及び管理に関する条例の制定に関しても、質疑、一緒にさせてください。

○委員（仮屋国治君）

148号、5条の1項の1と2について、内容をちょっと教えてもらえますか、詳しく。法第7条と善良な風俗を害する恐れがあるというものの具体的なものは何か想定しているのか。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（有満孝二君）

この法律というのは廃棄物の処理及び清掃に関する法律という形になります。この中の7条の第1項というのは、簡単に申しますと一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとするものという方になられると思います。第5条第2号は、公の秩序に配慮を欠くという、一般的な法的な文章の中に入っているものでございますけれども、読んで字のごとくというか、こういうふうに配慮していない方ということになってくると思います。

○委員（仮屋国治君）

興味本位で聞かせていただきました。何を想定してらっしゃるんだろうかなと思って。敷根清掃センターの設置条例と比べてみると、何か統一されればよかったのと思う部分もあったりもしたんですが、敷根と違う部分は特にこのクリーンステーションの設置条例には、入ってるところがあるんですかね。確認させてください。

○環境衛生課衛生施設グループ長（四本 久君）

牧園横川クリーンステーションと、敷根清掃センターのそれぞれの設置管理条例の違いと申しますか。そういうような御質問でございました。これにつきましては基本的にクリーンステーションはいわゆるごみステーション、ごみ収集所というような形で処理をしないというのが前提になっております。かつ、今回私どもとしては、クリーンステーションのほうには、直接搬入の方々のみということで、いわゆる一般家庭で直接搬入される方、あるいは食堂とか、そういったような形で直接今まで、未来館のほうに搬入された方々、こういった方々を受けるということで、いわゆる市の許可を持った方々というのは基本的には、敷根清掃センターのほうに行っていたというように、こういうようなところが違うというような状況でございます。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（有満孝二君）

先ほどの分、申し訳ございません、ちょっとあやふやで今ちょっと出てきました。公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるというのは、公序良俗と略されて言われてますが、公の秩序とは国家社会の一般的な利益をいい、善良な風俗は社会の一般的な、道徳観念をいうという形になっておりますのでそこに属される部分は、という形になってくると思います。

○副委員長（今吉直樹君）

先ほど有村委員の発言の関連なんですけど、議案書127ページの、第4条の部分になります。溝辺町はもともと、敷根清掃センターまでは、時間体によっては、40分以上かかりますし、50分かかる時間体もあります。今回、横川の当該地に施設ができることで、その時間が十分とか15分とか短縮される計算になります。実際この施設が稼働されたときに、市民の皆様がどう思われるかっていうのは、想像にたやすいんですけど、市長が特別に認めるものという条文もあります。溝辺町の人口が7,000人少し。世帯数でいくと、4,000ぐらいですかね。3,000台。それぐらいがふえたとしても、許容量にオーバーするののかという点をお聞きしたいのと、あとはやはり、個別の住民が動くことで燃料代の部分とか、環境に配慮する取組をするとしたら、やはり、近いところで集めていただくことが一番効率的ですし、この機会に市民サービスを向上、改善するお気持ちはないのか、その辺りをお聞かせください。

○環境衛生課長（末松正純君）

溝辺地区の方から多分そういうことを言われるんだろうなということで、担当課としましてまずこの件については、いろいろと考えてまいりました。そういった意味で、今、未来館の直接搬入を例にとりますと、菱刈が非常に多いんですね。5万件以上直接搬入が未来館でもあるわけですが、その半分以上は恐らく菱刈の方が入れているということで、やはりそういう便利な施設ができると、今現在、牧園、横川地区が7,000件8,000件ぐらいですかね、未来館に直接搬入しているのが。台

数がそれぐらいだったと思うんですが、そういう台数も、多分ふえるだろうなど。その伸び幅が、どのぐらいになるのかっていうのが、正直申し上げまして私どももなかなか予測ができませんで、そうなりますと先ほども言いましたけれども、パッカー車1台で考えてたのが、1台ですまなくなる可能性も出てくるし、ヤードテントも設置をしたりするんですが、そういった広さも、ひよっとしたら足りなくなるかもしれない。そういったこともございまして、やはりまずは、横川牧園地区の方々の利便性を低下させないということで始まった対応なので、まずはそれでやっぱりスタートすべきなのかなというふうに考えたところなんです。ごみ処理手数料の議論も先ほどしていただきましたけれども、こういう件数がふえる一つの要因としてやっぱり無料枠というのがあって、ただで持っていけると、今現在、30kg未満は無料という枠が設定しております。未来館でもそうです。未来館はこの枠を撤廃する方向で検討がされておりますが、こういった枠がなくなると直接搬入自体も、大分、落ちついた数字になってくるのかなと。そういう状態を見ながら、余力があるということであればそういう対象エリアをまた広げていくということも検討できるかなというふうに、現課としては一応考えたところがございます。最初から、枠を取っ払ってということも、当然、いろいろ考えたわけですが、そういういろんな影響を考えたときに、手数料の見直し、無料枠の撤廃というのをするので、そういったところの様子を見ながら、またいろいろと、より住民サービスの向上につながる方向で、そういうそこのバランスをとりながらやっていければなというふうに考えているところです。

○市民環境部長（本村成明君）

課長が大変詳しく答弁をいたしましたけれども、私は一つだけ確認をさせてください。せっかくの機会でございますので、直接持込み、家庭ごみの直接持込みにつきましては、ホームページにも記載をしてるんですけども、基本的には、各家庭で大量にごみが発生したとき、それから引越しごみ、こういったようなことをお願いしている。あくまでもお願いベースですけども、お願いをしているところでございますので、もう、ふだんはごみステーションを利用せずに、いつも直接個人で申し込む方もたくさんふえてきている現状がございますけれども、そののまず大原則があるということをご理解をいただきたいと思っております。

○副委員長（今吉直樹君）

実績を取りたいというお話があったなというのがあるんですけど、その実績値を1年間取られるのか、例えば、1年間、実績をとって、終わったときに検討をするなどの具体的な取決めを皆さんのほうで持っていていただかないと、市民の感情というか、やはりいつまでじゃあ、その実績が出るまで待てばいいのかっていうところも感じましたので、できれば期限を決めて、実績をとってもらって、その上でまた検討していただけたらなというふうにお願いをしておきます。

○環境衛生課長（末松正純君）

先ほどの無料枠を撤廃するごみ処理手数料の改正と、絡みが非常に深いことだと思っております。これが令和6年度から運用を開始するので、来年度令和5年度の搬入状況、それから手数料を改正して、無料枠を撤廃した後の令和6年度の様子、これでどういう変化をするかというところを検証しながらということになろうかと考えております。

○委員（松枝正浩君）

今回の条例制定につきましては、令和5年4月1日から施行というふうには書いてありますけれども、現場の状況がちょっと気になるところでありまして、現時点での現場の状況がどのようなところであるのか、そしてまた、3月いっぱいまでのスケジュールでどのような動きをされていかれるのかということを少し御説明していただけますか。

○環境衛生課衛生施設グループ長（四本 久君）

今の現場の状況ということで御質問いただきました。今現在牧園横川クリーンステーションについては、先ほど金額も課長が申し上げたところで、2,046万円ということで、三州衛生公社のほうとは契約が済んでおります。当然、土地の賃貸借というのも済んでおります。実際にテントヤードを

張るというような形、あるいは、計量をして手数料をいただくというような状況がございますので、トラックスケールを設置する、あるいは、簡単な事務所、トイレ、こういうものを設置するというようなことで進めております。それが大体もう実は稲作をされる方がいらっしゃるのでそういう方々が、大体、作業が終わってからというふうに私どもあるいは三州衛生公社とも話をしております、大体12月の後半あるいは1月ぐらいにはですね実際の現場に入って、テントヤードをつけるというようなことで、2月いっぱいにはテントヤードも全て設置をして、従業員の方々の教育といえますか、訓練といえますか、そういうこともしながら、実際の4月1日の運用を迎えるというふうに協議をしているところでございます。ちなみに地域の方々に10月に回覧をしましたというお話を先ほどさせていただきました。さらに、私どもとしては、年が明けてから1月のタイミングをみて、例えば未来館のほうにも4月からは、牧園横川の方々は、持ち込む場所が変わりますというような、手渡しできるような、そういうチラシ、こういうものも準備をして、総合支所であったりとか、問合せ等についても対応できるようにしたいというふうな、そういう準備も今しているところでございます。ちなみにちょっと蛇足というか10月に回覧してから実際に現場に作の方々が少しいらっしゃるんですけど、もう2台ぐらい2件ぐらい、間違っって持ってきてしまうというような、そういう気の早い方々もいらっしゃって、当然まだここでは受けられませんということで、未来館のほうを紹介したということもありました。

○委員長（宮田竜二君）

ほかに108号、148号、ないでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですのでこれで質疑終わります。休憩します。

「休憩 午後 2時30分」

「再開 午後 2時45分」

△ 議案第154号 請負契約の締結について（霧島市国分斎場火葬炉設備更新工事）

○委員長（宮田竜二君）

休憩前に、崎前に引き続き再開します。次に、議案第154号、請負契約の締結について（霧島市国分斎場火葬炉設備更新工事）について審査します。執行部の説明を求めます。

○市民環境部長（本村成明君）

議案第154号請負契約の締結について説明します。議案集の171ページをお開きください。霧島市国分斎場火葬炉設備更新工事にかかる請負契約を締結するため、議会の議決を求めようとするものです。契約金額は、総額で3億3千万円、契約の相手方は、株式会社宮本工業所、代表取締役宮本芳樹です。以上で説明を終わります。詳細は環境衛生課長が説明しますのでよろしく御審査いただきますようお願いいたします。

○環境衛生課長（末松正純君）

議案第154号、請負契約の締結についてご説明いたします。議案集の171頁から172頁をご覧ください。本契約は、霧島市国分斎場火葬炉設備更新工事について、請負契約を締結しようとするものです。工事場所は霧島市国分名波町地内、契約の方法は公募型プロポーザル方式による随意契約、契約金額は3億3,000万円、契約の相手方は株式会社宮本工業所です。172頁をご覧ください。工事概要は、火葬炉設備6基及び受電設備更新工事、工期は本議会の議決を得た日から起算して2日目から令和8年3月16日までです。業者選定は、応募のあった1社について厳正に審査を行いました。審査結果は、提出された提案書の内容について企業評価、技術提案評価及び価格評価を行ったところ、100点満点中91点で合否判定の基準を満たしていることが判明したため、株式会社宮本工業所を落札候補者として選定しました。選定理由については、本工事で必要な専門的な技術力、全国での

実績、国分斎場の火葬設備等を熟知した対応などを高く評価し、本工事の受注者として適当であると判断しました。参考資料をご覧ください。主な更新対象は、資料中央の写真に示す火葬炉設備、火葬炉本体、制御設備及び受電設備です。業者からの主な提案として、①最新のDX（デジタルトランスフォーメーション）技術と高度な燃焼シミュレーションを通じ、環境性能、耐久性、自動化、省力化などを実現した設備とすることや、②耐火材を適材適所に配置したセラミック構造とし効率的に温度制御を行うことなどが出されています。工事計画工程では、本請負契約の締結後、火葬炉等の製作に着手し、令和5年度に火葬炉1基と受電設備、令和6年度に火葬炉設備3基、令和7年度に火葬炉設備2基を更新することとなっています。以上で説明を終わります。

○委員長（宮田竜二君）

ただいま執行部の説明が終わり、終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（松枝正浩君）

今、課長の口述の中で応募のあった1社ということでありまして、この規模の工事ができる業者は、大体何社ぐらいを想定されていたのか、把握されているのか、お伺いをいたします。

○環境衛生課長（末松正純君）

火葬炉自体は非常に特殊なものでございますので鹿児島県内でも、ほとんどが、宮本工業所、それから富士建設工業、それと太陽築炉、この3社でほぼ占められております。ちなみに、県内の施設で宮本工業所が9施設、富士建設工業が14施設、太陽築炉が7施設というような、県内の状況になっておりまして、全国的にも大体こういったところ。あと、例外的に余り聞かないような業者もいらっしゃるわけですけど、大体この3社ということになっておりまして、当然公募したわけなんですけど、残りの富士建設工業とか、太陽築炉からは、もうお断りが来たということでございます[44ページに訂正発言あり]。

○委員（松枝正浩君）

今、3社ということでありまして、お断りが2社あったということですが、本来であれば3社、業者の当然御都合もあられることだと思うんですけども、1社だった。いろいろな提案に対してのプロポーザル。様々な提案に対してのもので判断をしていくということですが、1社において厳正なというようなこともありましたけど、本来でいけばまだ、たくさんの中で競争しながら、いいものを採用していくというのがありますけども、1社というところでの課としての検証というか、どのように捉えてらっしゃるのか、お伺いをいたします。

○環境衛生課長（末松正純君）

いわゆる炉の中身の更新になりますので、もともと宮本工業所が整備された火葬炉を使っておりますので、正直に申し上げれば、他社が入ってきて、他社の炉をそこにすげ替えるということは、技術的にもなかなか難しいというような、まず実態でございます。これは清掃センターなんかの基幹改良工事においても同じです。未来館におきまして、クボタが整備をされた設備ということで今回、こういった形で公募してやられましたけれども実際には、もうクボタ以外には応募がなかったと。直近のいろんな施設の実績等を見ましても、正直言いまして、随契で最初からやっておられるところもありますし、阿久根市は指名競争入札という形でされされてますけど、ほぼ複数社で競争するという形には、もともとはなっていないというのが実情です。もちろん、プロポーザルで公募して、そういう宮本工業所なんかには、ほかから応募があったかなかったかと行政側としては言っていないわけですが、そういう環境の下でプレゼンをしていただいて、その内容を精査したという形になります。

○委員（松枝正浩君）

今随契という言葉が出てきたんですけども、当然に随意契約をしていく、恐らく今ありましたように、そこしかできないということで、随意契約という方法も契約の方法はあるわけでありまして、1社というようなとらえ方でそこしかできないということなんですけど、ではなぜ随契ではなく、

プロポーザル方式をとったのか、お示いただけますか。

○環境衛生課衛生施設グループ長（四本 久君）

私どもとしてはできればということで、今課長が申し上げたように3社ございますので、3社に対しては可能性もやはりゼロではなかったことは正直なところではあります。何とか応募していただけないかなというのはございました。ただ応募がなかったということ。あるいは提案型に近い形の公募型にすることによって、価格云々という随意契約ではなくて新たな提案ということで、私どもとしてはやはり、ほかの最新の施設を見ますと、自動化、省力化というのがかなり進んでおりますので、そういったような形のもののできるだけ安価に納入させたい、あるいは更新工事をしたいというようなことがございましたので今回、公募型のプロポーザル方式。結果的には2号随契というような形にはなりますけど、そういったような形で公募型を採用したという状況でございました。

○委員（宮内 博君）

計画では3年間の工事期間ということになるんですけど、工程表を示されておりますが、令和5年度に第1期事として火葬炉1炉、そして受電設備工事を行うということで、その間は2機を使って火葬をなさるとのことだろうと思うんですけど、それで令和6年度の場合は火葬炉3炉を6年度で改修するという計画になってますよね。そうしますと、1炉で回すのかなというふうに思ったんですけども、その辺の将来計画、3年間の滞りなく火葬ができるような対応ということかな、その辺をもう少しちょっと説明してもらえませんか。

○環境衛生課衛生施設G主査（塩満慶太君）

工事の3年間の内容ということでございました。こちら火葬炉を1炉やりかえるのに、大体2か月から3か月ということで、業者から提案を受けております。ですので、令和6年度につきましては、早い段階から、火葬炉の改修工事をしていくということでございます。最終的に令和7年度、そこまでについて国分斎場火葬炉6基でございますので、全てやり替えていくとそういう計画をしております。火葬炉1炉ずつ更新工事をしていくということになります。

○委員（宮内 博君）

1炉ずつ改修をしていくということであれば、そのあと5炉については常に稼働できるような形で、残しておくというそういう理解でいいわけですね。

○環境衛生課長（末松正純君）

委員のおっしゃるとおりでございます。それからちょっと先ほど松枝委員の質問の中で、私が公募して、お断りがあったという表現を使いましたがこれもこれは、お断りということではなくて応募がなかったということで訂正をさせていただきます。

○委員（松枝正浩君）

今市の中で、大規模な建築物が発注されて、施工に入ってますけれども、物価高騰で、非常に進みが、とまっているようなところもあるというふうに聞いております。今回令和7年度までの間に、整備をしていくわけですがけれども、この辺のところの例えば、物価高騰に対して、どのような考えを持ってされているのかお示してください。

○環境衛生課衛生施設グループ長（四本 久君）

私どもこの発注をするときには、基本的には、令和7年度までの物価分というような形で考えておまして、現段階では変更というのは考えておりません。いわゆる業者としては、そこまでの物価を見込んだ形での受注というふうに考えております。

○副委員長（今吉直樹君）

こちらの更新された炉は、何年ぐらいを耐用年数としてされているのでしょうか。

○環境衛生課衛生施設G主査（豊住忠幸君）

現在の炉が32年たちますけど、今、これと同じぐらい30年程度を想定しております。

○委員長（宮田竜二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですのでこれで、議案第154号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 3時00分」

「再開 午後 3時01分」

△ 議案第150号 指定管理者の指定について（霧島市南部し尿処理場）

△ 議案第151号 指定管理者の指定について（霧島市民会館）

○委員長（宮田竜二君）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。次に、指定管理者関連の議案第150号について審査いたします。まず、執行部の説明を求めます。

○市民環境部長（本村成明君）

議案第150号及び第151号の市民環境部所管の指定管理者の指定について説明します。議案集の133ページをお開きください。霧島市南部し尿処理場について、指定管理者としてJFE環境サービス株式会社を指定するため、議会の議決を求めるものです。指定の期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までです。議案集の136ページをお開きください。霧島市民会館について、指定管理者として株式会社舞研を指定するため、議会の議決を求めるものです。指定の期間は同じく令和5年4月1日から令和10年3月31日までです。以上で説明を終わります。詳細は環境衛生課長、スポーツ文化振興課長が説明しますのでよろしく御審査いただきますようお願いいたします。

○環境衛生課長（末松正純君）

議案第150号 指定管理者の指定についてです。現在、JFE環境サービス株式会社を指定管理者としている「霧島市南部し尿処理場」について、令和5年3月31日で指定期間が満了することから、今回公募を行ったところ、JFE環境サービス株式会社、株式会社文化社の計2団体から応募がありました。本年8月に、霧島市指定管理候補者選定委員会で審査し、JFE環境サービス株式会社が指定管理候補者として適当であるとの報告が市長へなされました。これに基づき本年9月に指定管理候補者として選定したJFE環境サービス株式会社を、令和5年度から5年間、指定管理者に指定しようとするものです。以下、お手元に配付している資料に基づき説明します。

資料1の募集要項の3頁をご覧ください。指定管理者が行う業務等については、(1)施設に搬入されるし尿及び浄化槽汚泥の処理に関する業務(2)施設の維持管理に関する業務(3)施設の使用許可、使用許可の変更及び取消し等に関する業務等としています。次に、管理に要する経費については、市が支払う委託料によって賄うこととしています。指定期間中に市が支払う委託料の額は、市が定めた基準価格の範囲内で指定管理者が提案した各年度の指定管理料に、当該年度に適用される消費税及び地方消費税を加えた額とします。なお、市からの委託料については、今回の一般会計補正予算第13号に債務負担行為を計上していますが、その具体額は年度協定により定め、管理経費として支払います。次に、4頁をご覧ください。参加資格については、(2)「令和4年4月1日現在で、鹿児島県内に事業所を有する法人、その他の団体」としています。これは、霧島市に参加資格を限定すると、企業間の競争が制限され、質の高い応募者の申請が阻害される恐れがあることから、市内企業の振興という視点もありますが、指定管理者制度の本来の目的である市民サービスの向上と経費節減を重視し、参加資格を「鹿児島県内に事業所を有する法人、その他の団体」としたところとします。次に6頁をご覧ください。選定方法については、指定管理候補者選定委員会において、各委員が「審査基準と配点」に沿って審査し、評点の合計が最も高い申請者について指定管理候補者として相応しいか審査しています。「審査基準と配点」の主な項目と配点については、「1 事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるものであるか。」が30点「2 事業計画書の内容が、管理に係る経費の縮減が図られるものであるか。」が20点「3 事業計画書に沿った管理を安定

して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しているか」が30点「4 その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項」が20点、合計100点満点となっています。また、選定委員会の審査後は、指定管理候補者選定委員会の選定結果に基づき、最終的に市において指定管理候補者を決定することとしています。次に、資料2「令和4年度霧島市指定管理候補者選定に係る審査結果について（報告）」の1頁をご覧ください。当該委員会における委員の構成は、内部委員が山口副市長、内副市長、橋口総務部長、出口企画部長、本村市民環境部長、外部委員が上脇田委員、瀬戸口委員、草本委員、迫田委員の計9名となっています。次に2頁をご覧ください。審議経過については、委員会の会議を3回開催し、指定管理候補者を選定しました。第1回の会議では、事務局から委員会の役割や評点方法及び各団体から提出された事業計画書等の説明を行い、その後、施設の訪問を行いました。第2回の会議では、委員から申請者に対し、事業計画書の内容について不明な点や、詳しく聞きたい点などについて、ヒアリングを実施しました。その後、各委員が評点をつけ、第3回の会議で委員全員の得点を確認し、指定管理候補者としてふさわしいかを否かを審査し、選定意見を取りまとめています。審査方法については、施設の募集要項で定めた「審査基準と配点」に従って、申請者から提出された事業計画書等の審査と、申請者へのヒアリングを行いました。資料5をご覧ください。審査については、この「指定管理候補者選定審査表」を用いて、それぞれの項目についてA～Fの6段階の評価をしています。評価の内訳は、まず標準を、配点の6割を得点とする評価「C」とし、提案内容が標準である「C」より優れている場合は、満点の評価「A」又は配点の8割を得点とする評価「B」を付け、また、標準である「C」より不十分である場合は配点の4割を得点とする評価「D」、又は配点の2割を得点とする評価「E」を付けます。なお、記述がない又は審査項目と関係のない記述の場合は得点をゼロとする「F」で評価しています。資料2の5頁をご覧ください。評点結果と選定結果については、委員数9人の合計900点満点中751点で、JFE環境サービス株式会社が指定管理候補者として選定されました。主な選定意見については、現指定管理期間において薬剤使用量及び電力使用量の削減を実現し、設備改善により、さらなるコスト削減を目指している点、全ての職員が全ての業務を実施できる管理運営体制を整えている点等を評価する、との意見が出されました。以上で議案第150号の指定管理者の指定についての説明を終わります。

○委員長（宮田竜二君）

ただいま執行部の議案第150号の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はないでしょうか。

○委員（宮内 博君）

引き続き、JFEのほうに指定管理をお願いするという提案なんですけど、示されました資料1の3ページのところにありますように、基準価格1億1,962万8,000円と、年額ですね。それで基準価格を超える提案があった場合には、書類審査で失格になるんだと。こういう記述はありますよね。それで、どういうその指定管理料として、はじき出していくのかということなんですけど、その根拠になっているのが、資料6の18ページに総括表というのがあって、指定管理料1億1,880万円、令和5年度から令和9年度までの合計はこういうふうに書いてあります。それ現在何人が働いてるのかなということで、見てみますと、隣の19ページのところに、7人の常勤職員の報酬というのが、書いてありますよね。それで、お尋ねをしたいのは、5年間という割と長い計画になるわけですけど、そこで働いてる人たちのいわゆる労働条件、これをどういうふうに確保していくのかという点で、留意していかなければいけないのは一つは人件費だろうというふうに思うんですけど、5年間の人件費の変化が、全くないという形で、ここでは計画が示されているんですけど、それで実際にこれから先どういうふうに人件費が、動いていくのかっていうのは、予測がなかなか難しいですけど、現に今、非常にこの円安の状況にあって、そして物価高というのがあって働いてる人たちの賃金も、現実には目減りをしているというような状況があるんですけど、こういうこの指定管理をするに当たって、そこら辺の置かれている時代背景、今後の予測値、そういうのはもう全く

反映されない、そのほうが評価をされるというふうになるのかなど。この計画を見て思うんですけど、そういうところは、特にこの18ページのところにある収支予算書から、どういうふうに見ていけばいいんでしょうか。

○環境衛生課衛生施設G主査（塩満慶太君）

委員御指摘の総括表、こちらになりますけれどもこちら業者のほうは提案してきた価格でございます。先ほどの説明にもございましたように、市が示す基準価格、こちらのほうは基本的には過去3か年の平均というところを基準にして算出しております。あと、もう1点年俸、賃金のほうというところになりますけれども、こちら私も気になりまして、聞いたことがあったんですけども、その5年間の平均を出しているということで、各職員の5年間分の平均の金額を充てているということで、金額は変わらないということで話は聞いた経緯がございます。

○委員長（宮田竜二君）

ちょっと趣旨がちょっと違いますね。質問が指定管理料が変わってないですけど人件費、これになってますけど、人件費が今後上がっていくんじゃないですかという質問です。

○環境衛生課衛生施設G主査（塩満慶太君）

説明がずれてしまって申し訳ございません。その金額はあくまで業者が提案した金額ですので、そこら辺も見込んだ形で提案しているかというふうに思います。

○委員（宮内 博君）

現在、指定管理を受けている事業者ですので、新しく参入するというのではなくて、過去の経験を何年も持ってらっしゃる。そういうこの事業者ですよ。それで、今のお話では平均的な5年間をトータルで見て、平均的な報酬、人件費ということで、記述をしているということなんですけれど、過去5年間、もう同じような恐らく計画で出しているんだらうなというふうには思うんですけど、平均値ということであれば、初年度は100としたときに、5年後には105になってるというので、それで全体で3,165万円という数字がはじき出されるというのであれば、平均値かなというふうに思うんですけどですね。年度ごとにこういうふうに数字をしっかりと押さえているというふうになってるものだからそこが気になっているんですよ。実際にそういうことで固定的に捉えてしまえば、働いている人たちの労働意欲というものが減ることになるんじゃないかというようなことがあるものだから、この物価高の中で、円安の中で、本当にこの士気を高めるような取組ができるんだらうかと。きちんとその処理をしてもらうというのは、我々の市の側の要請ではあるんですけども、その辺を。この数字から推しはかることができないものだから、どうなんでしょうかというふうに聞いてるんですよ。

○市民環境部長（本村成明君）

資料の19ページを皆様御覧いただけますでしょうか。確かに御指摘のことはよくわかります。理解はします。ただ、あくまでもこれは予算、想定でございますので、管理運営費の常勤職員の報酬の欄を見ていただきますと、例えば年俸のランクでいくと、384万の方が1人、324万の方が1人、312万の方が1人、276万の方が3人と、こういう割り振りがしてあるわけです。ですので、ひよっとすれば、この指定管理期間中に職員が交代といいますかおやめになる方もいらっしゃるかもわかりません。新しく入ってるか、来る方もおられるでしょう。そういうことを想定しながら、あくまでも年報ベースで、ランクごとに、これぐらいの職員で管理運営業務ができるだろうという想定で、この積算がなされているのではないかなというふうに私は考えているところです。最終的にはあくまでもご存知のとおり、これはあくまでも公募時の書類でございますので、それぞれの年度ごとに協定書が結ばれるということになります。

○委員（宮内 博君）

それはいわゆる現在指定管理として受けてらっしゃるJFEの例えば令和3年度の状況を見たときに、それを5倍したときよりも、今後新しい契約を結ぶ5年間のほうが、そういったことも配慮して、契約が結ばれるという形になってるということで理解していいんですか。例えば、今年度ま

で含めて、5年間の指定管理料が100であったときに、来年から結ぶ5年間は105になっているのかとか、その辺はどうなんですか。

○環境衛生課長（末松正純君）

指定管理料については、ふえてるか減ってるかという点、結果的には減ってます。というのが、J F Eがいろんな運営の見直しをここ5年間でされておりまして、電気を使わない工法であるとか、薬剤を使わない工法であるとか、そういうことで実績が少しずつ企業努力で減ってきておりまして、基準額が前回よりも少し低い価格で基準額を設定することができた。ただ、中身の人件費については、上がっているというふうに理解しております。なので経費的には減っているんですが、中身の人件費については、こういう御時世でございますので、企業としてしっかりと対応されているというふうに認識をしております。

○委員（仮屋国治君）

評点結果はもう文化社と比べると大分差がついてるわけですがけれども、文化社という会社の事業実績というのはどのようなものなのか、それと、文化社が出された管理料の予算額はいかほどだったのかをお示してください。

○環境衛生課衛生施設G主査（豊住忠幸君）

まず、文化社が示した金額になります。単年度になります。J F Eのほうが1億1,880万円に対して、文化社のほうが1億1,500万円になります。総額のほうが、J F Eのほうが5億9,400万に対して、文化社のほうが、5億7,500万円になります。文化社は今回、し尿処理の運営というものは今まで経験がなく今回ちょっと挑戦してみたいというような形で応募がありました。

○委員（松枝正浩君）

今の採点についての関連ですけれども、文化社のほうが今、答弁にもありましたように全く経験がない中で、挑戦してみたいということでの話でありました。委員9人のうち、1人が、1位ということでされておられます。J F Eのほうが8名、751点と言われるのは、これ、8名の委員の平均点ということで、よろしいのかまずちょっとお聞きします。

○環境衛生課衛生施設G主査（豊住忠幸君）

点数に関しましては、9名の平均点になります[50ページに訂正発言あり]。

○委員（松枝正浩君）

1位ということでされてますけど、9人委員がおられるので、9人の点数の平均点ということになるわけですか。

○委員長（宮田竜二君）

休憩します。

「休憩 午後 3時25分」

「再開 午後 3時30分」

○委員長（宮田竜二君）

再開します。

○環境衛生課長（末松正純君）

今、調べておりますので、後もって答弁をいたします。

○委員（松枝正浩君）

J F E環境サービスが751点ということでここに結果があえてありますけれども、委員の方が、1人100点の点数を持っておられるわけですが、1番高かった点数をつけられた方と、1番低かった点数をつけられた方の点数を、持っていたらお示ししていただきたいです。

○環境衛生課衛生施設グループ長（四本 久君）

J F Eのほうの高い点数と低い点数ということでよろしいでしょうか。一番高い委員の方がつけられたのが90.01点でございました。一番低い方が79.01点でございました。

○委員長（宮田竜二君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

それでは先ほどの評点結果の説明がわかったら、後ほどお願いします[51ページに答弁あり]。ないようですので、議案第150号につきましては質疑を一旦ちょっと終わります。続きまして151号に対する、執行部の説明を求めます。

○スポーツ・文化振興課長（久木田勇君）

議案第151号「指定管理者の指定について」ご説明いたします。現在、株式会社舞研を指定管理者としている霧島市民会館につきまして、令和5年3月31日で指定管理期間が満了することから、今回公募を行ったところ、株式会社舞研の1団体から応募がありました。本年8月の霧島市指定管理候補者選定委員会において審査いただき、株式会社舞研が指定管理候補者として選定され、市長への報告がなされました。これに基づき、株式会社舞研を令和5年度から5年間、指定管理者として指定しようとするものです。以下、お手元に配布しております資料に基づきご説明いたします。まず、資料1募集要項に沿って募集条件等について説明いたします。3ページをご覧ください。「4 指定管理者が行う業務等」として、（1）会館の維持管理（駐車場、広場、広場内トイレ含む）に関する業務（2）会館の使用許可、使用許可の変更及び取消し等に関する業務（3）会館の使用料の收受並びに保管に関する業務（4）自主文化事業に関する業務（5）前4号に掲げるもののほか、市長が会館の管理上必要と認める業務（6）その他、別紙管理業務仕様書に定めるとおりとしています。次に4ページ「6 管理に要する経費」について、霧島市民会館の管理に要する経費は、市から支払う委託料及び自主文化事業におけるチケット販売収入並びに雑入によって賄うこととしており、このうち、指定期間中に市が支払う委託料の額は、市が定めた基準価格の範囲内で指定管理者が提案した各年度の指定管理料に、当該年度に適用される消費税及び地方消費税を加えた額とします。この市が定めた基準価格につきましては、50ページの「基準価格内訳書」をご覧ください。それぞれの経費内訳金額は、過去3ヵ年の実績金額の平均としてしております。歳出経費の高いものとして、人件費や管理費の光熱水費が挙げられます。なお、市からの委託料については、今回の一般会計補正予算第13号に債務負担行為を計上していますが、その具体額は年度協定により定め、管理経費としてお支払いします。次に4ページ、「8 参加資格」について、「（2）令和4年4月1日現在で、鹿児島県内に事業所を有する法人、その他の団体」としています。これは、霧島市に参加資格を限定すると、企業間の競争が制限され、質の高い応募者の申請が阻害される恐れがあることから、市内企業の振興という視点もありますが、指定管理者制度の本来の目的である「市民サービスの向上」と「経費節減」を重視し、参加資格を「鹿児島県内」の法人、その他の団体としているところです。次に7ページ、「14 選定方法」については、指定管理候補者選定委員会において、各委員が（2）「審査基準と配点」に沿って審査し、評点の合計が最も高い申請者について指定管理候補者としてふさわしいか審査しています。その中身としましては、「事業計画書の内容が、市民の平等な利用を確保することができるものであるか。」「事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるものであるか。」「事業計画書の内容が、管理に係る経費の縮減が図られるものであるか。」「事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しているか。」「その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項」としており、具体的には、「1-①利用者の利便性の向上策」や「3-②従事者の資質向上に向けた取組」などが挙げられます。また、選定委員会の審査後は、「指定管理候補者選定委員会の選定結果に基づき、最終的に市において指定管理候補者を決定」することとしています。次に、資料2「令和4年度霧島市指定管理候補者選定に係る審査結果について（報告）」に沿って、選定委員会における審査経過等についてご説明いたします。まず、委員構成についてご説明いたします。2ページをご覧ください。こちらに委員会の構成をお示ししております。霧島市民会館は、内部委員が審査時の山口・内両副市長ほか3人、外部委員が上脇田様ほか3人の計9人となっています。次に3ページ目、「4 審議経過」についてご説明

いたします。今回の選定委員会は、3回の会議を開催し、指定管理候補者を選定しました。まず、第1回の会議では、事務局から委員会の役割や評点方法及び各団体から提出された事業計画書等の説明を行い、その後、施設の視察を行いました。第2回の会議では、委員から申請者に対し、事業計画書の内容について不明な点や、詳しく聞きたい点などについて、ヒアリングを実施しました。その後、各委員が持ち帰って評点を行い、第3回の会議で委員全員の得点を確認し、指定管理候補者としてふさわしいかを否かを審査し、選定意見を取りまとめています。次に同ページの「5 審査方法」についてご説明いたします。委員会では、施設の募集要項において、あらかじめ定めた「審査基準と配点」に従って、申請者から提出された事業計画書等の提案書類の審査、申請者へのヒアリングを行っております。次に、審査に当たっては、資料5の「指定管理候補者選定審査表」を用いて、それぞれの項目についてA～Fの6段階の評価をしています。評価の内訳は資料3の1ページ「3 得点の決定方法」をご覧ください。まず標準を、配点の6割を得点とする評価「C」とし、提案内容が標準である「C」より優れている場合は、満点の評価「A」又は配点の8割を得点とする評価「B」を付け、また、標準である「C」より不十分である場合は配点の4割を得点とする評価「D」、又は配点の2割を得点とする評価「E」を付けます。なお、記述がない又は審査項目と関係のない記述の場合は得点をゼロとする「F」で評価しています。また、こちらの評点結果や、当該申請者を指定管理候補者に選定した理由である選定意見については、資料2の報告書6ページをご覧ください。当該申請者の評点結果につきましては、900点満点中、720点を獲得しており、候補者要件である540点を上回っております。また、主な選定意見としまして、「これまでの管理運営実績」や「芸術文化普及のための自主事業の実施」などが評価されました。なお、資料④は選定基準表となっており審査の着眼点や標準の考え方等が記載されております。資料⑥は指定管理候補者から提出された事業計画書及び申請者概要となっておりますのでお目通しください。以上で議案第151号、霧島市民会館の指定管理者の指定についての説明を終わります。よろしく御審査いただきますようお願いいたします。

○委員長（宮田竜二君）

ただいま、151号に関する執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

○環境衛生課長（末松正純君）

先ほどの南部し尿処理場の件ですが、松枝委員の質問に対して回答いたします。議案第150号の資料の2の5ページ、ここに、1位と評価した委員の数が、J F E環境サービスが8人、文化社が1人、そして、合計点数というふうに900点満点中ということで751点とありますが、これはもう単純に9人の委員の件の合計点ということになります。

○委員（松枝正浩君）

それでは文化社のほうにつきましても、1位が1人だったんですけど、これも9人の点数が616点だったということの認識でよろしいでしょうか。

○環境衛生課長（末松正純君）

おっしゃるとおり、この点数も616点も9人の合計ということになります。

○委員長（宮田竜二君）

151号に関する質疑はありますか。

○委員（松枝正浩君）

先ほどの議案の中でもお聞きをしたところですけども、この資料の2の中の舞研が、9人中9人1位ということで合計点数が720点ということで点数が表示されております。委員の中で最も高くつけられた方と、低かった方、お示しください。

○スポーツ・文化振興課長（久木田勇君）

大変申し訳ございません手元に持ち合わせておりませんので、また後日でもよろしいでしょうか[52ページに答弁あり]。

○委員長（宮田竜二君）

明日までですが、いいですか。

〔「はい」と言う声あり〕

○委員（有村隆志君）

今回、応募した業者が1社しかなかったということはどのようにお考えですか。

○スポーツ・文化振興課主幹（中島大輔君）

以前、調光操作卓を購入させていただいたり、その際にもいろんな業者を当たるところなんですけどやはり、県内で、こういった取扱いができる業者というのが非常に限られておまして、多く見積もっても3社程度しかいないというところで、なかなか今現状、それぞれが指定管理とか管理を行っている関係で、他社が入り込む余地がなかなかないというところで、考えている次第でございます。

○委員（仮屋国治君）

指定管理者が行う業務に、自主文化事業に関する業務というのがありますけれども、毎年1,000万円少々経費を使ってやっていますけれども、この内容については、執行部としてはどのように、評価をなさっておられますか、お聞かせください。

○スポーツ・文化振興課長（久木田勇君）

資料2の6ページ、選定意見の中にもポツの4番目になりますが、芸術文化の普及のための市民参加型事業、市民文化活動の育成支援のためのワークショップ等の自主事業を行っている点を評価するという委員方の評価もございます。御手元の資料6の36ページ御覧になってください。収支予算書1総括表（収入）の④B自主文化事業の内訳ということで、子供向けのコンサート、教育研修それからコンサート公演、こちら霧島国際音楽祭の事業になります。あと霧島舞台塾、予算額自体ついてないんですけども、これも今後引き続きされているということでピアノの日、これも市民会館が所有している非常に高価なピアノを使って体験ができる事業だというふう聞いております。今年度も今月27日に霧島舞台塾という親子体験のふだん入れない場所に入れたり、触れないものを触れたり、そういうバックヤードの自主文化事業でしたり、年が明けて2月には、水谷千恵子さんのコンサートこういうのもあったり、実際、主催は市と市民会館というふうになっておりますので、また、とにかく双方で、計画的に来年度以降もする場合は、事前に協議をして、詳しい内容等も決定するようにしておりますのでそこについては引き続き、お互いで協議して、自主事業の内容等も決めていきたいと考えております。

○委員（仮屋国治君）

十分なのか不十分なのかというところも聞きたかったですけども、この収支予算書でいくと、自主文化事業経費というのは委託料にはなってますけども、舞研に入っていくお金ですよ。そこでやっておられるわけだけでも、この辺のところの金額というのは今後ふやしていったほうがいいものなのか。この状態でいいものなのか。減らしていったほうがいいのか、その辺のところの評価といいますか、見解というものを聞かせただけませんか。

○市民環境部長（本村成明君）

霧島市民会館の機能いろいろあるわけですがけれども、自主文化事業も当然充実していったほうがいいことは、もう、確かなわけでございますけれども、市民会館の今の一番大きな役割としまして、市民の方の利用があります。この頃非常に増えてきているのが、各私立の認定こども園だっけの発表会、お遊戯会といったものが特にこの12月、1月、土日はほとんど埋まるといったような状況もあります。加えまして、当然のことながら文化協会の皆様の芸術祭、文化祭でありましたり、そういうのもございますので、自主文化事業をふやしていただいたい反面、そういう市民の方のやはり利用をしっかりとサポートしていただく、こういうことも大事なのではないかなということ考えているところです。

○スポーツ・文化振興課主幹（中島大輔君）

先ほど御質問があった市民会館の評点の高いものと低いもの申し上げます。高い方が93点をつけております。低い方が71.83点になります。

○委員（宮内 博君）

資料6の36ページですけれど、先ほどちょっとありましたけれども、自主文化事業の関係であります。計画を見てもみますと、令和5年度の計画からすると令和8年度で約200万円ぐらい自主文化事業収入をふやすという、そういう計画が示されているんですけど、その具体については、どのような説明があったのかですね。その辺わかっていれば、お答えをいただければ。

○スポーツ・文化振興課主幹（中島大輔君）

具体的にはまだ聞いていないのが現状でございます。自主文化事業を開催するに当たっては、そういうプロモーターとの関係を舞研のほうで築いておりますので、そういう方々と、どういうのできるかというので、いろいろ模索しながらですね最終的に決定していく。例年、自主文化事業を行う、4月ぐらいには大まかなところが決定して、市のほうにも相談がある次第でございます。ところでちょっと令和8年度については、まだ未定ということで、ただ、大きな興行をすれば当然収入が上がるというところなので、後半のほうにそういう大きな興行を行うんじゃないのかなというふうに推察される場所です。

○委員（宮内 博君）

今年でしたかね、文化協会と意見交換があったんですけど、今、文化的な行事等については市民環境部のほうで担っているわけですが、実際に様々な文化事業に取り組んでいらっしゃる方たちの思いからすると、教育委員会とのつながりっていうのを避けて通れないということがあるという御意見もいただいているわけです。当然市民環境部のほうとしても、そういう文化活動の持つ特性からして、教育委員会との連携っていうのは求められることになるというふうに思うんですけども、それをもとにして市民会館で、様々な演技が行われたりするわけですけど、その辺は、指定管理がどう関わるかっていうのはなかなか難しいんだろうというふうには思うんですけど、担当部として、どういうふうに考えていらっしゃるのか。先ほどちょっと若干申し上げましたけれども、自主文化事業などの取組をするに当たっては、やはりそういう連携が欠かせないというふうに思うんですけど。その辺あればお答えいただければ。

○市民環境部長（本村成明君）

ちょっと年度の記憶が定かではありませんけれども、現在のところ、スポーツ芸術文化部門が教育委員会から市長部局のほうに移り、市民環境部のスポーツ・文化振興課で所管をしているところでございます。市民の方に対しては、当然、教育委員会部局との連携というのが、市民の方にとっては、教育委員会のほうとも、やはり、かかわりを持っていきたいという、そういうお気持ちはよくわかりますし、それは今までどおり、教育委員会のほうにも足を運んでいただいて、例えば、何か行事があったときには、PRをしていただいたりとか、多分後援申請なんかは、今までどおりしていただいていると思うんですけども、そこは何ら変わりなくしていただければいいのかなと思います。市民環境部が所管することで、そこがやりにくいとおっしゃるのであればまた何らかの対策を考えないといけませんけれども、そこについては、今のところ、私のほうには何も届いていないところでございます。また逆に、行政側からいたしますと、例えば、各学校で小学生、中学生を対象にやっている芸術文化事業につきましても、教育委員会と密な連携をとって、それぞれ取り組んでいるところですので、特に支障なく順調に事業を進めているというふうに思っております。

○委員長（宮田竜二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので議案第151号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 3時55分」

「再開 午後 4時05分」

△ 議案第138号 霧島市消防団横川方面隊拠点施設の目的外使用料徴収条例の一部改正について

○委員長（宮田竜二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第138号、霧島市消防団横川方面隊拠点施設の目的外使用料徴収条例の一部改正について審査します。執行部の説明を求めます。

○消防局長（細山田孝美君）

委員の皆さんにおかれましては、本日は多くの御審査御苦労さまです。消防局もひとつよろしくお願ひいたします。議案第138号 霧島市消防団横川方面隊拠点施設の目的外使用料徴収条例の一部改正について、ご説明いたします。今回提案しております議案第138号 霧島市消防団横川方面隊拠点施設の目的外使用料徴収条例の一部を改正する条例で使用料を改定する施設は3施設です。その施設のうち、料金改定の対象となる項目は3項目です。この施設を、財政課が全員協議会で説明した「公の施設の性質別負担割合の考え方」に基づいて分類しますと、民間での提供が難しく、個人によって必要性が異なるサービスに区分される第2分類（受益者負担50%）の項目は3項目です。次に、民間でも同種・類似のものが提供され、個人によって必要性が異なるサービスに区分される第3分類（受益者負担 70%）の項目はありません。第1分類、第4分類もありません。公の施設の使用料につきましては、平成21年に作成した「公の施設に関する使用料の見直しの概要」の中で使用料設定に関する基本的考え方を定め、原則、3年に1回見直すこととしています。今回は、それに基づく5回目の見直しとなるもので、施設ごとにコストの再計算を行うとともに、市内外における類似施設等の料金との比較、施設の採算性と市民福祉のバランス等を総合的に勘案した上で、行政サービスとしての必要性に考慮しつつ、公平性を確保し、施設を継続して維持管理していくことを目的として、本施設の使用料につきましても、受益者負担の適正化及び類似施設の料金との調整を図ることに伴い、本条例の所要の改正を行うものでございます。改正内容につきましては、本条例の別表において規定する佐々木分団赤水地区拠点施設、安良分団横伏敷地区拠点施設及び山ヶ野分団古城地区拠点施設の1時間あたりの基本使用料を現行の210円から250円に改め、令和5年4月1日から施行しようとするものでございます。説明は、以上となりますので、よろしく御審査いただきますようお願いいたします。

○委員長（宮田竜二君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（松枝正浩君）

三つの施設の提案があったわけですが、令和3年度における利用状況、どのぐらい利用されているのか、また、金額が発生しているのか、減免なのか、それも含めてお示しください。

○警防課長補佐（日原秀顕君）

令和3年度の状況について御説明いたします。まず赤水地区拠点施設ですが、令和3年度は16件の使用がありまして、そのうち減免が6件ほどありましたので、使用料は5,880円です。それから、横伏敷地区に拠点施設になりますけども、使用件数は5件です。そのうち免除が4件でしたので使用料が630円。それから古城地区拠点施設ですが、1件の使用がありまして420円。合計で、令和3年度は22件ありまして、そのうち免除件数が10件でしたので、使用料が6,930円となっております。

○副委員長（今吉直樹君）

こちらを利用された方々がどのような目的で、この施設を使われているのかを教えてください。

○警防課長補佐（日原秀顕君）

主な利用者ですけども、まずは、行政機関です。選挙事務や、レントゲン検診等などになっておりますけども、そのほか、PTA活動や自治公民館、また、団体や個人、企業などになっております。

○委員（有村隆志君）

それぞれお金取るということですが、結構広いのかなと思うんだけど、どんな感じ。会議室みたいになってるんすか。

○警防課長補佐（日原秀顕君）

もともと横川方面隊の拠点施設ですけども、会議室等として使用できる広さと、それから消防団の車両がとまっている車庫等と一緒にしております。赤水地区拠点施設で言いますと、車庫を除いた部分が、大まかですが、会議室となる部分が84㎡ほど、横伏敷地区拠点施設のほうが65㎡、それから古城地区拠点施設のほうが72㎡ほどとなっております。

○委員（有村隆志君）

質問したことがあったんですけどちょっと場所は出たんですけど、ただ、これだけ会議とかそういうふうに使えそうな条件でもともと整備の基準が消防団だけを使うんじゃないくて、地域の人を使うという前提の下で建てていらっしゃるんじゃないかという、この広さも考えたときがです。そんな思うんですけど、それで値段を上げるということで消防のほうで、例えば施設の管理についての例えばクーラーが壊れたよと、そういうお金払ってないでしょ。そういう施設について、例えば、そういうのに。その管理は別なんじゃないかと。それ一緒ですか。

○警防課長補佐（日原秀顕君）

施設の維持管理のほうは消防局となっております。

○委員（有村隆志君）

以前も地域の方で使ってるので、消防にクーラーを付けてくれと言っても、予算はないよということになるのかなと思うんですよ。共生協働に予算配分はできないかと相談したのですが。なので、やっぱり使う実態が、行政や地域が結構免除されてるっていうことで使ってもらえるような気がするんですけど、そこら辺の免除されて使ってもらってるので、ここのそういう趣旨が少し若干あるのかな。ほかには、こんなして使用料取るとこあるんですか、消防団の詰所で。ないでしょ。

○消防局長（細山田孝美君）

今御指摘の点ですけれども、今ここの三つの施設は消防の団のために基本的には造ったとなっております。今、質問のありましたほかのところでは消防団の詰所を使ってとってるところはございませんで、少しこの経緯を説明しますと、これは平成十五、六年で旧横川町時代の話になると思います。当時、詰所の建て替えの話があったそうです。同時に、地域の公民館建設の話もあったようですが、そのときに、やっぱり自治会によって建設するとなると、やっぱり自分の財源と、そしてまた補助金等で作るんですが、その当時のこの地域の方々は、自治会で自治会の館をつくと非常に建設も多額になるし、自治会の利用頻度も多くは見込めないことから、単独で建設するよりも、まずこの、同じ時期に関わる消防署の詰所のところを会議室として利用したほうが良いということその当時判断をされて、現在に至っている状況がございますので、その目的で利用する際には、やっぱり使用料を徴収するというのが原則ではなかろうかという考えで今もいるところがございます。光熱水費なんかも消防局のほうで払っている経緯もありますので、そういったところも、詰所ですので消防局が所管すると。実際の事務の作業は、横川総合支所が、受付とかしてる感じではございます。

○委員（有村隆志君）

であればですよ、そこはしっかり申し上げたらどうですか。そういったクーラーとか施設がね。そういう経緯でされてるんだから。消防局詰所だから、消防局に言うわけでしょ。消防局は予算がないからそういうふうにはできない話なんですよ。だから、そうであれば、そういういきさつがある

わけだから、そこは市長と語って、ちょっと地域の要望が。修理されましたか。多分要望があったはずなんだけど。

○警防課主幹兼消防団係長（鏡園真秀君）

現在この3拠点施設については、クーラーがついた施設はありません。

○委員（有村隆志君）

分かりました。しっかりとまた、総合支所とも協議してください。

○委員（宮内 博君）

今回全体で46件の使用料、手数料等の引上げ等があったんですね。今日朝からずっとその話をしてまして、今日、この、消防局の関係が最後ということなんですけれど、これまで申し上げてきたのは40年ぶりの物価高騰と、そして、実際に暮らしが非常に厳しくなっているコロナ禍の下で、引上げるのかというそういう議論をしてきたところです。消防局が担当する物件というのは3件ということなんです。金額的にもそんなに大きな金額でもないということなんですけれど、恐らく財政課のほうからは、一律こういう基準が示されて、それに沿った形で、引上げの計画を示されたのであろうというふうに思うんですけれど、現下の置かれている状況等から鑑みて今、消防局で預かっている施設の中での使用料改定というのは、今は先送りをすべきじゃないかみたいなそういう議論はなかったのかっていうことをちょっとお聞きをしておきたい。

○消防局長（細山田孝美君）

基本的には霧島市の基本方針ということで行っておりまして、これについて消防協のほうで、特に、議論をした経緯はございません。

○委員（宮内 博君）

だろうなと思ったんですけど。ただ令和3年度の実績を先ほど紹介をいただいたんですけど、使用料収入として入るのは6,930円という実績があるということで、約20%の引上げということになりますので、そうしますとせいぜい1,500円行かないかなというぐらいの金額だろうというふうに思うんですよね。ですから影響額としてそれぐらいかなという推計はできるんですけど、計算をしているのであればお示しをいただけませんか。

○警防課長補佐（日原秀顕君）

ただいまの件ですけれども、ざっと計算したところによりますと1,320円ほどの値上がりになるところであります。

○副委員長（今吉直樹君）

第7条に免除の規定があると思うんですけれど、どういう場合に免除されてるのかを、少し御紹介いただけますか。

○警防課長補佐（日原秀顕君）

条例の第7条ですけれども、市長は、特に必要があると認めるときは、資料使用料を減額し、又は免除することができますとあります。これは市及び市の機関、いわゆる行政が使用する場合、それから、社会教育的及び福祉の増進に寄与する団体、例えばPTA活動とか、そういうところと、あと、災害等で被災者が利用される場合など、そのような場合は、免除になっているところであります。

○委員長（宮田竜二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですのでこれで、議案第138号に対する質疑を終わりますここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 4時19分」

「再開 午後 4時24分」

再開します。ただいま、審査の途中ですが、ここで、本日の委員会を終了します。残りの審査につきましては、明日12月13日、午前10時から行います。

「散 会 午後 4時30分」